国土建第６０号
令和元年５月７日

建設業労働災害防止協会会長　殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

改元に伴う建設業法施行規則等の様式の改正について（通知）

本年５月１日に元号が「令和」に改められることに伴い、「建設業許可等に係る改元に伴う元号による年表示の取扱いについて」（平成３１年４月５日国土建第８号）を発出し、改元に伴う元号による年表示の取扱いについて通知したところです。

今般、建設業法施行規則等の省令に規定されている様式について、「平成」を「令和」に改める等、改元に伴う改正を行いましたので、下記のとおり通知いたします。

貴職におかれましては、十分留意の上、事務処理等に当たって遺漏のないよう措置願います。なお、運用については下記と併せて、「建設業許可等に係る改元に伴う元号による年表示の取扱いについて」（平成３１年４月５日国土建第８号）の通知内容を原則としておりますので併せて遺漏のないよう措置願います。

記

１．今回改正を行った様式について

・建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）
　様式第１号、第２号、第３号、第４号、第６号、第７号、第８号、第９号、第10号、第11号、第11号の２、第12号、第13号、第15号、第16号、第17号、第17号の２、第17号の３、第18号、第19号、第20号の３、第22号の２、第22号の３、第22号の４、第23号、第24号、第25号、第25号の４，第25号の６、第25号の７、第25号の８、第25号の９、第25号の10、第25号の11、第25号の12、第25号の14、第25号の15、第26号及び第27号
・公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則（昭和二十七年建設省令第二十三号）
　様式第１号、第２号及び第３号
・建設機械抵当法施行規則（昭和二十九年建設省令第三十五号）
　様式第１号、第２号、第３号、第４号、第５号、第６号及び第７号
・施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）

第１号（イ）（ロ）及び第２号（イ）（ロ）
・解体工事業に係る登録等に関する省令（平成十三年国土交通省令第九十二号）
様式第３号
・特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成十四年国土交通省令第十七号）
様式第１号及び第２号

２．改正の内容について

・１．の様式について、「平成」を「令和」に改正するとともに、元号を表す記号を追加すべきところには「Ｒ」を加えた。

３．経過措置について

・５月７日以降であっても、改正前の様式を用いた申請は有効とする。この場合においては、①のように修正を行う等の対応を行うほか、②のような記載であっても有効であるものとする。

令和
①「~~平成~~元年　５月　８日」
②「平成３１年　５月　８日」

・改正後の様式において「自令和　　年　　月　　日　至令和　　年　　月　　日」等と期間を記載する必要がある部分について、起点日が平成である場合は、③のように修正を行う等の対応を行うほか、④のような記載であっても有効であるものとする。

平成
③「自~~令和~~３１年４月１日　至令和２年３月３１日」
④「自令和　元年４月１日　至令和２年３月３１日」

また、改正前の様式を利用し提出を行うことも有効とし、⑤のように修正を行う等の対応を行うほか、⑥のような記載であっても有効であるものとする。

令和
⑤「自平成３１年４月１日　至~~平成~~　２年３月３１日」
⑥「自平成３１年４月１日　至平成３２年３月３１日」

以上

【改正様式一覧】

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）　P 1 ～ P66

- 様式第一号　※
- 様式第一号別紙一
- 様式第一号別紙二　※
- 様式第一号別紙四　※
- 様式第二号　※
- 様式第三号
- 様式第四号
- 様式第六号
- 様式第七号　※
- 様式第七号別紙
- 様式第八号　※
- 様式第九号
- 様式第十号
- 様式第十一号
- 様式第十一号の二　※
- 様式第十二号
- 様式第十三号
- 様式第十五号
- 様式第十六号
- 様式第十七号　※
- 様式第十七号の二　※
- 様式第十七号の三　※
- 様式第十八号　※
- 様式第十九号　※
- 様式第二十号の三　※
- 様式第二十二号の二　※
- 様式第二十二号の三　※
- 様式第二十二号の四　※
- 様式第二十三号
- 様式第二十四号
- 様式第二十五号
- 様式第二十五号の四　※
- 様式第二十五号の五
- 様式第二十五号の六　※
- 様式第二十五号の七　※
- 様式第二十五号の八
- 様式第二十五号の九　※
- 様式第二十五号の十　※
- 様式第二十五号の十一
- 様式第二十五号の十一別紙一
- 様式第二十五号の十一別紙三　※
- 様式第二十五号の十二
- 様式第二十五号の十四　※
- 様式第二十五号の十五　※
- 様式第二十五号の十五別紙　※
- 様式第二十六号　※
- 様式第二十七号　※

○公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則（昭和二十七年建設省令第二十三号）
P67 ～ P81

- 様式第一号
- 様式第二号
- 様式第二号別紙（５）
- 様式第二号別紙（６）
- 様式第二号別紙（７）　※
- 様式第二号別紙（８）
- 様式第三号

○建設機械抵当法施行規則（昭和二十九年建設省令第三十五号）P82 ～ P89

- 様式第一号
- 様式第二号
- 様式第三号
- 様式第四号
- 様式第五号
- 様式第六号
- 様式第七号

○施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）（**P90 ～ P93**）

・様式第一号（イ）　　・様式第二号（イ）

・様式第一号（ロ）　　・様式第二号（ロ）

○解体工事業に係る登録等に関する省令（平成十三年国土交通省令第九十二号）

P94

・様式第三号

○特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成十四年国土交通省令第十七号）

P95 ～ P96

・様式第一号　　・様式第二号

※　備考又は記載要領については省略

様式第一号（第二条関係）

（用紙Ａ４）

0	0	0	0	1

建　設　業　許　可　申　請　書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

令和　　年　　月　　日

地方整備局長
北海道開発局長
知事　殿

申請者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

行政庁側記入欄

	項番	大臣知事コード	許可年月日
許可番号	01		国土交通大臣 / 知事 許可（般－　　）第　　号　令和　年　月　日
申請の区分	02		1.新規　2.許可換え新規　3.般・特新規　4.業種追加　5.更新　6.般・特新規＋業種追加　7.般・特新規＋更新　8.業種追加＋更新　9.般・特新規＋業種追加＋更新
申請年月日	03		令和　年　月　日

許可の有効期間の調整　（1．する　2．しない）

許可を受けようとする建設業	04	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（1．一般　2．特定）
申請時において既に許可を受けている建設業	05	
商号又は名称のフリガナ	06	
商号又は名称	07	
代表者又は個人の氏名のフリガナ	08	
代表者又は個人の氏名	09	支配人の氏名
主たる営業所の所在地市区町村コード	10	都道府県名　市区町村名
主たる営業所の所在地	11	
郵便番号	12	電話番号

ファックス番号

法人又は個人の別	13	（1.法人　2.個人）　資本金額又は出資総額　（千円）　法人番号
兼業の有無	14	（1．有　2．無）　建設業以外に行っている営業の種類

経営業務の管理責任者の氏名

許可換えの区分	15	（1．大臣許可→知事許可　2．知事許可→大臣許可　3．知事許可→他の知事許可）
旧許可番号	16	大臣知事コード　国土交通大臣 / 知事 許可（般特－　　）第　　号　旧許可年月日　令和　年　月　日

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先

所属等＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

ファックス番号＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙一　　（用紙Ａ４）

役　員　等　の　一　覧　表

令和　　年　　月　　日

役員等の氏名及び役名等		
フリ 氏　　ガナ 名	役　名　等	常勤・非常勤の別

1　法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の５以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の５以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
2　「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

別紙二（１）　　（用紙Ａ４）

営業所一覧表（新規許可等）

行政庁側記入欄

区　　分　[　]　項番 3　[8][1][1]

許可番号　[　]　項番 3　[8][2]　大臣知事コード [　][　]

国土交通大臣 / 知事 許可（般－[　][　]）第 5 [　][　][　][　][　] 10 号　　許可年月日　令和 11 [　][　] 年 13 [　][　] 月 15 [　][　] 日

（主たる営業所）

主たる営業所の名称　フリガナ

営業しようとする建設業　[8][3]　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

変更前　3 5 10 15 20 25 30　（１．一般　２．特定）

（従たる営業所）

従たる営業所の名称　[8][4]　フリガナ　3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード　[8][5]　3 5　都道府県名　市区町村名

従たる営業所の所在地　[8][6]　3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

郵便番号　[8][7]　3 5 －6　電話番号　10 15 20

営業しようとする建設業　[8][8]　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

変更前　3 5 10 15 20 25 30　（１．一般　２．特定）

（従たる営業所）

従たる営業所の名称　[8][4]　フリガナ　3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード　[8][5]　3 5　都道府県名　市区町村名

従たる営業所の所在地　[8][6]　3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

郵便番号　[8][7]　3 5 －6　電話番号　10 15 20

営業しようとする建設業　[8][8]　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

変更前　3 5 10 15 20 25 30　（１．一般　２．特定）

別紙四

専任技術者一覧表

令和　　年　　月　　日

営業所の名称	専任の技術者の氏名（フリガナ）	建設工事の種類	有資格区分

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）　　（用紙Ａ４）

工　事　経　歴　書

（建設工事の種類）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿工事（　税込　・　税抜　）

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者			請負代金の額		工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所にレ印を記			うち、（・PC ・法面処理 ・鋼橋上部）	着工年月	完成又は完成予定年月
						主任技術者	監理技術者				
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月

小計	件	千円	千円	うち　元請工事	
				千円	千円

合計	件	千円	千円	うち　元請工事	
				千円	千円

様式第三号（第二条関係）

（用紙Ａ４）

直前３年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜／単位：千円）

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			工事	工事	工事	工事		
第　期 令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第　期 令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第　期 令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第　期 令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第　期 令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第　期 令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							

記載要領

1　この表には、申請又は届出をする日の直前３年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。

2　「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。

3　「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。

4　記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。

5　「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。

6　「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が５業種以上にわたるため、用紙が２枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。

7　当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「０」と記載すること。

様式第四号（第二条関係）

（用紙Ａ４）

令和　　年　　月　　日

使　用　人　数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合　計
	建設業法第７条第２号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第２号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
	人	人	人	人
合　計	人	人	人	人

記載要領

１　この表には、法第５条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第３項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、営業所ごとに記載すること。

２　「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。

３　「その他の技術関係使用人」の欄は、法第７条第２号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第２号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

様式第六号（第二条関係）

（用紙Ａ４）

誓　　約　　書

申請者、申請者の役員等及び建設業法施行令第３条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、同法第８条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和　　年　　月　　日

申請者　　印

地方整備局長
北海道開発局長
知事　　殿

記載要領

「　地方整備局長
北海道開発局長　　については、不要のものを消すこと。
知事　」

様式第七号（第三条関係）

（用紙Ａ４）
0 0 0 0 2

経営業務の管理責任者証明書

（1）　下記の者は、　　工事業に関し、次のとおり経営業務の管理責任者としての経験を有することを証明します。

役職名等

経験年数　　年　　月から　　年　　月まで 満　　年　　月

証明者と被証明者との関係

備考

令和　　年　　月　　日

証明者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（2）　下記の者は、許可申請者{の常勤の役員／本人／の支配人}で建設業法第７条第１号{イ／ロ}に該当する者であることに相違ありません。

令和　　年　　月　　日

地方整備局長
北海道開発局長
知事　殿

申請者
届出者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

申請又は届出の区分　項番 3　1 7　（1．新規　2．変更　3．経営業務の管理責任者の追加　4．経営業務の管理責任者の更新等）

変更又は追加の年月日　令和　　年　　月　　日

許可番号　大臣知事コード 3　1 8　国土交通大臣知事許可（般特－□□）第 5〜10 号　許可年月日 令和 11〜12 年 13〜14 月 15〜16 日

記

◎【新規・変更後・経営業務の管理責任者の追加・経営業務の管理責任者の更新等】

氏名のフリガナ　3　1 9

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名　3〜10　2 0

生年月日 13〜14 年 16〜17 月 18〜19 日

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

◎【変更前】

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名　3〜10　2 1

生年月日 13〜14 年 16〜17 月 18〜19 日

備考
経営業務の管理責任者の略歴については、別紙による。

別紙　　（用紙Ａ４）

経営業務の管理責任者の略歴書

現住所			
氏名		生年月日	年　月　日生
職名			

	期間	従事した職務内容
職歴	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	

	年　月　日	賞罰の内容
賞罰		

上記のとおり相違ありません。

令和　　年　　月　　日　　氏名　　印

記載要領

※　「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

様式第八号（第三条関係）

（用紙Ａ４）
0 0 0 0 3

専任技術者証明書（新規・変更）

（1）　下記のとおり、{ 建設業法第７条第２号 / 建設業法第15条第２号 }に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。

（2）　下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

令和　　年　　月　　日

地方整備局長
北海道開発局長
知事　殿

申請者
届出者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

区　　分　項番 6 1　3 大臣知事コード　（1．新規許可等　2．専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更　3．専任技術者の追加　4．専任技術者の交替に伴う削除　5．専任技術者が置かれる営業所のみの変更）

許可番号　6 2　3 国土交通大臣知事許可（般特－□□）第 5 10 号　許可年月日 11 令和 □□ 年 13 □□ 月 15 □□ 日

記

1

項番 6 3　フリガナ（フリガナ）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏　　名　3 5 10 15 18 20　生年月日 □□ 年 □□ 月 □□ 日

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

今後担当する建設工事の種類　6 4　3 5 10 15 20 25 30

現在担当している建設工事の種類

1 2 3 4 5 6 7 8

有資格区分　6 5　3 5 7 9 11 13 15 17

変更、追加又は削除の年月日　令和　　年　　月　　日

営業所の名称（旧所属）＿＿＿＿＿＿＿＿

専任技術者の住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

営業所の名称（新所属）＿＿＿＿＿＿＿＿

2

項番 6 3　フリガナ（フリガナ）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏　　名　3 5 10 15 18 20　生年月日 □□ 年 □□ 月 □□ 日

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

今後担当する建設工事の種類　6 4　3 5 10 15 20 25 30

現在担当している建設工事の種類

1 2 3 4 5 6 7 8

有資格区分　6 5　3 5 7 9 11 13 15 17

変更、追加又は削除の年月日　令和　　年　　月　　日

営業所の名称（旧所属）＿＿＿＿＿＿＿＿

専任技術者の住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

営業所の名称（新所属）＿＿＿＿＿＿＿＿

3

項番 6 3　フリガナ（フリガナ）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏　　名　3 5 10 15 18 20　生年月日 □□ 年 □□ 月 □□ 日

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

今後担当する建設工事の種類　6 4　3 5 10 15 20 25 30

現在担当している建設工事の種類

1 2 3 4 5 6 7 8

有資格区分　6 5　3 5 7 9 11 13 15 17

変更、追加又は削除の年月日　令和　　年　　月　　日

営業所の名称（旧所属）＿＿＿＿＿＿＿＿

専任技術者の住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

営業所の名称（新所属）＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第九号（第三条関係）

（用紙Ａ４）

実　務　経　験　証　明　書

下記の者は、　　工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和　　年　　月　　日

証　明　者　　印

被証明者との関係

記

技術者の氏名		生年月日		使用された期間	年　月から 年　月まで
使用者の商号又は名称					
職名	実務経験の内容			実務経験年数	
				年　月から　年　月まで	
				年　月から　年　月まで	
				年　月から　年　月まで	
				年　月から　年　月まで	
				年　月から　年　月まで	
				年　月から　年　月まで	
				年　月から　年　月まで	
				年　月から　年　月まで	
				年　月から　年　月まで	
				年　月から　年　月まで	
				年　月から　年　月まで	
				年　月から　年　月まで	
				年　月から　年　月まで	
				年　月から　年　月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計　満　年　月	

記載要領

1　この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者１人について、証明者別に作成すること。

2　「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。

3　「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。

4　「合計　満　年　月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

様式第十号（第十三条関係）

（用紙Ａ４）

指導監督的実務経験証明書

下記の者は、　　工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和　　年　　月　　日

証　明　者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

被証明者との関係＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記

技術者の氏名		生年月日		使用された期間	年　月から 年　月まで
使用者の商号又は名称					

発注者名	請負代金の額	職名	実務経験の内容	実務経験年数
	千円			年　月から　年　月まで
	千円			年　月から　年　月まで
	千円			年　月から　年　月まで
	千円			年　月から　年　月まで
	千円			年　月から　年　月まで
	千円			年　月から　年　月まで
	千円			年　月から　年　月まで
	千円			年　月から　年　月まで
	千円			年　月から　年　月まで
	千円			年　月から　年　月まで
	千円			年　月から　年　月まで
	千円			年　月から　年　月まで
	千円			年　月から　年　月まで
	千円			年　月から　年　月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計　満　年　月

記載要領

1　この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者１人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成６年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月１日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）１件ごとに記載すること。

2　「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。

3　「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。

4　「合計　満　年　月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

様式第十一号（第四条関係）　　（用紙Ａ４）

建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表

令和　　年　　月　　日

営業所の名称	職　　名	フリ 氏　　ガナ 名

様式第十一号の二（第四条、第十条関係）

（用紙Ａ４）

0	0	0	0	7

国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）

（１）　国家資格者等及び監理技術者の一覧は下記のとおりです。

（２）　下記のとおり、国家資格者等・監理技術者一覧表の技術者に変更があつたので、届出をします。

令和　　年　　月　　日

地方整備局長
北海道開発局長
知事　殿

申請者
届出者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

区　　分　項番 71　大臣知事コード 3　（１．新規許可又は許可換え　２．一般建設業の許可のみ→特定建設業の許可を申請　３．有資格区分等の変更　４．技術者の追加　５．技術者の削除）

許可番号　72　3　国土交通大臣知事許可（般特－　）第 5 10 号　許可年月日 令和 11 年 13 月 15 日

記

	項番	フリガナ（フリガナ）	号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M	生年月日 15 年 18 月 20 日
氏名	73	3 5 10		
今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第２号ロ又はハ関係）	74	3 5 10 15 20 25 30		
既提出の一覧表における建設工事の種類				
有資格区分	75	1 2 3 4 5 6 7 8		

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

	項番	フリガナ（フリガナ）	号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M	生年月日 15 年 18 月 20 日
氏名	73	3 5 10		
今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第２号ロ又はハ関係）	74	3 5 10 15 20 25 30		
既提出の一覧表における建設工事の種類				
有資格区分	75	1 2 3 4 5 6 7 8		

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

	項番	フリガナ（フリガナ）	号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M	生年月日 15 年 18 月 20 日
氏名	73	3 5 10		
今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第２号ロ又はハ関係）	74	3 5 10 15 20 25 30		
既提出の一覧表における建設工事の種類				
有資格区分	75	1 2 3 4 5 6 7 8		

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

	項番	フリガナ（フリガナ）	号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M	生年月日 15 年 18 月 20 日
氏名	73	3 5 10		
今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第２号ロ又はハ関係）	74	3 5 10 15 20 25 30		
既提出の一覧表における建設工事の種類				
有資格区分	75	1 2 3 4 5 6 7 8		

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

様式第十二号（第四条関係）　　（用紙Ａ４）

許可申請者（法人の役員等／本人／法定代理人／法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書

住所			
氏名		生年月日	年　月　日生
役名等			

	年月日	賞罰の内容
賞		
罰		

上記のとおり相違ありません。

令和　年　月　日　　氏名　　印

記載要領

1　「（法人の役員等／本人／法定代理人／法定代理人の役員等）」については、不要のものを消すこと。

2　法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の５以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の５以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。

3　株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。

4　顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。

5　「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

6　様式第７号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

様式第十三号（第四条関係）

（用紙Ａ４）

建設業法施行令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住所			
氏名		生年月日	年　月　日生
営業所名			
職名			

	年月日	賞罰の内容
賞		
罰		

上記のとおり相違ありません。

令和　　年　　月　　日　　氏名　　印

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

貸　借　対　照　表

令和　　年　　月　　日　現在

（会社名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資　産　の　部

Ⅰ　流　動　資　産			千円
現金預金			
受取手形			
完成工事未収入金			
有価証券			
未成工事支出金			
材料貯蔵品			
短期貸付金			
前払費用			
繰延税金資産			
その他			
貸倒引当金		△	
流動資産合計			
Ⅱ　固　定　資　産			
(1) 有形固定資産			
建物・構築物			
減価償却累計額	△		
機械・運搬具			
減価償却累計額	△		
工具器具・備品			
減価償却累計額	△		
土　地			
リース資産			
減価償却累計額	△		
建設仮勘定			
その他			
減価償却累計額	△		
有形固定資産合計			
(2) 無形固定資産			
特許権			
借地権			
のれん			

リース資産
その他
無形固定資産合計

(3) 投資その他の資産
投資有価証券
関係会社株式・関係会社出資金
長期貸付金
破産更生債権等
長期前払費用
繰延税金資産
その他
貸倒引当金 △
投資その他の資産合計
固定資産合計

Ⅲ 繰延資産
創立費
開業費
株式交付費
社債発行費
開発費
繰延資産合計
資産合計

負債の部

Ⅰ 流動負債
支払手形
工事未払金
短期借入金
リース債務
未払金
未払費用
未払法人税等
繰延税金負債
未成工事受入金
預り金
前受収益
引当金
その他
流動負債合計

Ⅱ　固　定　負　債
　　社債
　　長期借入金
　　リース債務
　　繰延税金負債
　　引当金
　　負ののれん
　　その他
　　固定負債合計
　　負債合計

純　資　産　の　部

Ⅰ　株　主　資　本
　　(1) 資本金
　　(2) 新株式申込証拠金
　　(3) 資本剰余金
　　資本準備金
　　その他資本剰余金
　　資本剰余金合計
　　(4) 利益剰余金
　　利益準備金
　　その他利益剰余金
　　準備金
　　積立金
　　繰越利益剰余金
　　利益剰余金合計
　　(5) 自己株式　△
　　(6) 自己株式申込証拠金
　　株主資本合計
Ⅱ　評価・換算差額等
　　(1) その他有価証券評価差額金
　　(2) 繰延ヘッジ損益
　　(3) 土地再評価差額金
　　評価・換算差額等合計
Ⅲ　新　株　予　約　権
　　純資産合計
　　負債純資産合計

様式第十六号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（用紙Ａ４）

損　益　計　算　書

自　令和　年　月　日
至　令和　年　月　日

（会社名）

千円

Ⅰ　売　上　高		
完成工事高	----------	
兼業事業売上高	――――――	――――――
Ⅱ　売　上　原　価		
完成工事原価	----------	
兼業事業売上原価	――――――	――――――
売上総利益（売上総損失）		
完成工事総利益（完成工事総損失）	----------	
兼業事業総利益（兼業事業総損失）	――――――	――――――
Ⅲ　販売費及び一般管理費		
役員報酬	----------	
従業員給料手当	----------	
退職金	----------	
法定福利費	----------	
福利厚生費	----------	
修繕維持費	----------	
事務用品費	----------	
通信交通費	----------	
動力用水光熱費	----------	
調査研究費	----------	
広告宣伝費	----------	
貸倒引当金繰入額	----------	
貸倒損失	----------	
交際費	----------	
寄付金	----------	
地代家賃	----------	
減価償却費	----------	
開発費償却	----------	
租税公課	----------	
保険料	----------	
雑　費	――――――	――――――
営業利益（営業損失）		----------
Ⅳ　営業外収益		
受取利息配当金	----------	
その他	――――――	――――――
Ⅴ　営業外費用		
支払利息	----------	
貸倒引当金繰入額	----------	
貸倒損失	----------	
その他	――――――	――――――
経常利益（経常損失）		----------
Ⅵ　特　別　利　益		
前期損益修正益	----------	
その他	――――――	――――――
Ⅶ　特　別　損　失		
前期損益修正損	----------	
その他	――――――	――――――
税引前当期純利益（税引前当期純損失）		----------
法人税、住民税及び事業税	----------	
法人税等調整額	――――――	――――――
当期純利益（当期純損失）		==========

記載要領

1　損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。

2　勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。

3　記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

4　金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。

5　「兼業事業」とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。

なお、「兼業事業売上高」（二以上の兼業事業を営む場合においては、これらの兼業事業の売上高の総計）の「売上高」に占める割合が軽微な場合においては、「売上高」、「売上原価」及び「売上総利益（売上総損失）」を建設業と兼業事業とに区分して記載することを要しない。

6　「雑費」に属する費用で「販売費及び一般管理費」の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。

7　記載要領６は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。

8　「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。

9　特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。

ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。

10　「特別利益」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。

11　記載要領８は「前期損益修正損」の記載に、記載要領９は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は「特別損失」に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。

12　「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。

13　税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」

（用紙Ａ４）

完　成　工　事　原　価　報　告　書

自　令和　　年　　月　　日
至　令和　　年　　月　　日

（会社名）

千円

Ⅰ　材　料　費		----------
Ⅱ　労　務　費		----------
（うち労務外注費	＿＿＿＿）	
Ⅲ　外　注　費		----------
Ⅳ　経　　費		＿＿＿＿＿
（うち人件費	＿＿＿＿）	
完成工事原価		═══════

様式第十七号（第四条、第十条、第十九条の四関係）　　（用紙Ａ４）

株主資本等変動計算書

自　令和　　年　　月　　日

至　令和　　年　　月　　日

（会社名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

千円

	株主資本										評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計								
						××積立金	繰越利益剰余金									
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額																
新株の発行	×××	×××		×××						×××						×××
剰余金の配当					×××		△×××	△×××		△×××						△×××
当期純利益							×××	×××		×××						×××
自己株式の処分									×××	×××						×××
×××××																
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××		×××	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（用紙Ａ４）

注　記　表

自　令和　年　月　日

至　令和　年　月　日

（会社名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

注

1　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

2　重要な会計方針

(1)　資産の評価基準及び評価方法

(2)　固定資産の減価償却の方法

(3)　引当金の計上基準

(4)　収益及び費用の計上基準

(5)　消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

(6)　その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項

3　会計方針の変更

4　表示方法の変更

5　会計上の見積りの変更

6　誤謬（びゅう）の訂正

7　貸借対照表関係

(1)　担保に供している資産及び担保付債務

①担保に供している資産の内容及びその金額

②担保に係る債務の金額

(2)　保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

(3)　関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務

(4)　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務

(5)　親会社株式の各表示区分別の金額

(6)　工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

8　損益計算書関係

(1)　工事進行基準による完成工事高

(2)　売上高のうち関係会社に対する部分

(3)　売上原価のうち関係会社からの仕入高

(4)　売上原価のうち工事損失引当金繰入額

(5)　関係会社との営業取引以外の取引高

(6)　研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9　株主資本等変動計算書関係

(1)　事業年度末日における発行済株式の種類及び数

(2)　事業年度末日における自己株式の種類及び数

(3)　剰余金の配当

(4)　事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

10　税効果会計

11　リースにより使用する固定資産

12　金融商品関係

(1)　金融商品の状況

(2)　金融商品の時価等

13　賃貸等不動産関係

(1)　賃貸等不動産の状況

(2)　賃貸等不動産の時価

14　関連当事者との取引

取引の内容

種　類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有（被所有）割合	関係内容	科　目	期末残高（千円）

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1)　取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有（被所有）割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高（千円）

(2)　取引条件及び取引条件の決定方針

(3)　取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15　一株当たり情報

(1)　一株当たりの純資産額

(2)　一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16　重要な後発事象

17　連結配当規制適用の有無

18　その他

様式第十七号の三（第四条、第十条関係）　　（用紙Ａ４）

附　属　明　細　表

令和　　年　　月　　日現在

1　完成工事未収入金の詳細

相手先別内訳

相　手　先	金　　額
	千円
計	

滞留状況

発　生　時	完成工事未収入金
当期計上分	千円
前期以前計上分	
計	

2　短期貸付金明細表

相　手　先	金　　額
	千円
計	

3　長期貸付金明細表

相　手　先	金　　額
	千円
計	

4　関係会社貸付金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　　要
	千円	千円	千円	千円	
計					―

5　関係会社有価証券明細表

	銘柄	一株の金額	期首残高			当期増加額		当期減少額		期末残高			摘要
			株式数	取得価額	貸借対照表計上額	株式数	金額	株式数	金額	株式数	取得価額	貸借対照表計上額	
株式		千円		千円	千円		千円		千円		千円	千円	
	計												

	銘柄	期首残高		当期増加額	当期減少額	期末残高		摘要
		取得価額	貸借対照表計上額			取得価額	貸借対照表計上額	
社債		千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	計							
その他の有価証券								
	計							

6　関係会社出資金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　　要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

7　短期借入金明細表

借　入　先	金　額	返　済　期　日	摘　要
	千円		
計			―

8　長期借入金明細表

借　入　先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　要
	千円	千円	千円	千円	
計					―

9　関係会社借入金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　要
	千円	千円	千円	千円	
計					―

10　保証債務明細表

相　手　先	金　額
	千円
計	

様式第十八号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

貸　借　対　照　表

令和　　年　　月　　日　現在

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資　産　の　部

		千円
Ⅰ　流　動　資　産		
現金預金		………
受取手形		………
完成工事未収入金		………
有価証券		………
未成工事支出金		………
材料貯蔵品		………
その他		………
貸倒引当金	△	＿＿＿＿＿＿
流動資産合計		………
Ⅱ　固　定　資　産		
建物・構築物		………
機械・運搬具		………
工具器具・備品		………
土地		………
建設仮勘定		………
破産更生債権等		………
その他		＿＿＿＿＿＿
固定資産合計		＿＿＿＿＿＿
資産合計		＝＝＝＝＝＝

負　債　の　部

Ⅰ　流　動　負　債	
支払手形	………
工事未払金	………
短期借入金	………
未払金	………
未成工事受入金	………
預り金	………
……引当金	………
その他	＿＿＿＿＿＿
流動負債合計	………

Ⅱ　固　定　負　債

長期借入金	.....
その他	———
固定負債合計	———
負債合計	═══

純　資　産　の　部

期首資本金	.....
事業主借勘定	.....
事業主貸勘定	△ .....
事業主利益	———
純資産合計	═══
負債純資産合計	═══

注　消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

様式第十九号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（用紙Ａ４）

損　　益　　計　　算　　書

自　令和　　年　　月　　日
至　令和　　年　　月　　日

（商号又は名称）

千円

Ⅰ	完成工事高		----------
Ⅱ	完成工事原価		
	材料費	----------	
	労務費	----------	
	（うち労務外注費　　）		
	外注費	----------	
	経　費	----------	
	完成工事総利益（完成工事総損失）		----------
Ⅲ	販売費及び一般管理費		
	従業員給料手当	----------	
	退職金	----------	
	法定福利費	----------	
	福利厚生費	----------	
	維持修繕費	----------	
	事務用品費	----------	
	通信交通費	----------	
	動力用水光熱費	----------	
	広告宣伝費	----------	
	交際費	----------	
	寄付金	----------	
	地代家賃	----------	
	減価償却費	----------	
	租税公課	----------	
	保険料	----------	
	雑　費	----------	
	営業利益（営業損失）		----------
Ⅳ	営業外収益		
	受取利息及び配当金	----------	
	その他	----------	----------
Ⅴ	営業外費用		
	支払利息	----------	
	その他	----------	
	事業主利益（事業主損失）		----------

注　工事進行基準による完成工事高

様式第二十号の三（第四条、第十条関係）　　（用紙Ａ４）

健康保険等の加入状況

（1）　健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
（2）　下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、届出をします。

令和　　年　　月　　日

地方整備局長
北海道開発局長
知事　殿

申請者
届出者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

許可年月日
許　可　番　号　国土交通大臣 / 知事 許可（般 / 特 ー　　）第　　号　令和　　年　　月　　日

（営業所毎の保険加入の有無）

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	人 （　　人）				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 （　　人）				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 （　　人）				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 （　　人）				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 （　　人）				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	人 （　　人）					

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

（用紙Ａ４）

0 0 0 0 6

変　更　届　出　書

（第一面）

下記のとおり、
｛(1)商号又は名称　(2)営業所の名称、所在地又は業種　(3)資本金額　(4)役員等の氏名　(5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名　(7)建設業法施行令第３条に規定する使用人　(8)｛建設業法第7条第2号 / 建設業法第15条第2号｝に規定する営業所に置かれる専任の技術者｝
について変更があつたので届出をします。

令和　　年　　月　　日

地方整備局長
北海道開発局長
知事　殿

届出者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

許可番号　項番 3 5　大臣知事コード 3 □□　国土交通大臣知事許可（般特－□□）第 5 □□□□□ 10 号　許可年月日 令和 11 □□年 13 □□月 15 □□日

法人番号　3 6　3 □□□□□□□□□□□□ 15

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ　3 7　3 5 10 15 20 / 23 25 30 35 40

商号又は名称　3 8　3 5 10 15 20 / 23 25 30 35 40

代表者又は個人の氏名のフリガナ　3 9　3 5 10 15 20

代表者又は個人の氏名　4 0　3 5 10

主たる営業所の所在地市区町村コード　4 1　3 5　都道府県名＿＿＿＿＿＿　市区町村名＿＿＿＿＿＿

主たる営業所の所在地　4 2　3 5 10 15 20 / 23 25 30 35 40

郵便番号　4 3　3 5 6　－　□□□□　電話番号　10 15 20

資本金額又は出資総額　4 4　3 5 10　（千円）

連絡先
所属等＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿
ファックス番号＿＿＿＿＿＿＿＿

（用紙Ａ４）

（第二面）

区　　分　項番 8 1　3 大臣知事コード　〔 2．営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更　3．従たる営業所の新設　4．従たる営業所の廃止 〕

許可番号　項番 8 2　3 大臣知事コード　国土交通大臣知事 許可（般－　）第　5　10 号　許可年月日 11 令和　年 13　月 15　日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

（主たる営業所）

営業しようとする建設業　8 3　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（1．一般 2．特定）

変更前

（従たる営業所）

従たる営業所の名称　8 4　フリガナ

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード　8 5　都道府県名　市区町村名

従たる営業所の所在地　8 6

郵便番号　8 7　－　電話番号

営業しようとする建設業　8 8　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（1．一般 2．特定）

変更前

（従たる営業所）

従たる営業所の名称　8 4　フリガナ

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード　8 5　都道府県名　市区町村名

従たる営業所の所在地　8 6

郵便番号　8 7　－　電話番号

営業しようとする建設業　8 8　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（1．一般 2．特定）

変更前

（従たる営業所）

従たる営業所の名称　8 4　フリガナ

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード　8 5　都道府県名　市区町村名

従たる営業所の所在地　8 6

郵便番号　8 7　－　電話番号

営業しようとする建設業　8 8　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（1．一般 2．特定）

変更前

様式第二十二号の三（第十条の二関係）

（用紙Ａ４）

0	0	0	0	8

届　　出　　書

下記のとおり、（１）　建設業法第７条第１号に掲げる基準を満たさなくなつた／（２）　経営業務の管理責任者を削除した／（３）　建設業法第７条第２号又は同法第15条第２号に掲げる基準を満たさなくなつた／（４）　専任の技術者を削除した／（５）　欠格要件に該当するに至つた　ので届出をします。

令和　　年　　月　　日

地方整備局長
北海道開発局長
知事　殿

届出者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

許可番号　項番　5　1　大臣知事コード　3　□□

国土交通大臣／知事　許可（般／特－□□）第　5　□□□□□　10　号

許可年月日　令和　11　□□年　13　□□月　15　□□日

記

(1)　建設業法第７条第１号に掲げる基準〔経営業務の管理責任者〕を満たさなくなつた場合
(2)　経営業務の管理責任者を削除した場合

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名　5　2　3　□□　5　□□□□□□□□□□　10　□□

生年月日　13　□　14　□□年　16　□□月　18　□□日

(3)　建設業法第７条第２号又は同法第15条第２号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなつた場合
(4)　専任の技術者を削除した場合

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名　5　3　3　□□　5　□□□□□□□□□□　10　□□

生年月日　13　□　14　□□年　16　□□月　18　□□日

営業所の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　建設工事の種類＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名　5　3　3　□□　5　□□□□□□□□□□　10　□□

生年月日　13　□　14　□□年　16　□□月　18　□□日

営業所の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　建設工事の種類＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名　5　3　3　□□　5　□□□□□□□□□□　10　□□

生年月日　13　□　14　□□年　16　□□月　18　□□日

営業所の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　建設工事の種類＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(5)　建設業法第８条第１号及び第７号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至つた場合

具体的事由

（　　）

様式第二十二号の四（第十条の三関係）

（用紙Ａ４）

0 0 0 0 9

廃　　業　　届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和　　年　　月　　日

地方整備局長
北海道開発局長
知事　殿

届出者 _____ 印

届出の区分 [ ] 項番 5 4 3 [ ]（1．全部の業種の廃業 2．一部の業種の廃業）

許可番号 [ ] 5 5 大臣知事コード 3 [ ] [ ] 国土交通大臣知事許可（般特－[ ][ ]）第 5 [ ][ ][ ][ ][ ] 10 号　許可年月日 令和 11 [ ][ ]年 13 [ ][ ]月 15 [ ][ ]日

記

廃止した建設業 [ ] 5 6 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
届出時に許可を受けている建設業 [ ] 5 7 3 5 10 15 20 25 30 （1．一般 2．特定）

行政庁側記入欄 整理区分	[ ] 5 8	3 [ ]
決裁年月日	[ ] 5 9	令和 3 [ ][ ]年 5 [ ][ ]月 7 [ ][ ]日

【備考】

廃業等の年月日	令和　　年　　月　　日
廃業等の理由	（1）　許可に係る建設業者が死亡したため
	（2）　法人が合併により消滅したため
	（3）　法人が破産手続開始の決定により解散したため
	（4）　法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
	（5）　許可を受けた建設業を廃止したため

様式第二十三号（第十七条関係）　　（用紙Ａ４）

第　回　あっせん／調停／仲裁　調　書	
事件の表示	令和　年　（）第　号
期日	令和　年　月　日　午　時　分
紛争処理を行った場所	
担当委員の氏名	
担当指定職員の氏名	
当事者、証人又は鑑定人の出欠	
次回期日	令和　年　月　日　午　時　分
処理状況の概要	

記載要領

１　この調書は、紛争処理を行つた日ごとに作成すること。

２　標題の欄中不要の文字を抹消すること。

３　「事件の表示」欄には、事件の申請の受付順に受付番号を付し、（　）内に記入する符号は、あつせんにあつては「あ」、調停にあつては「調」、仲裁にあつては「仲」とする。職権あつせん又は職権調停の決議をした事件については、当該決議をした順に番号を付し、（　）内に記入する符号は、職権あつせんにあつては「職あ」、職権調停にあつては「職調」とする。

４　「処理状況の概要」の記載の末尾に、担当委員及び担当指定職員が記名押印すること。

様式第二十四号（第十七条関係）　　（用紙Ａ４）

事件の表示	令和　　年（　　）第　　号

証人 鑑定人　調書			
期日	令和　年　月　日　午　時　分		
氏名		年齢	
職業		住所	
陳述の要旨			

記載要領

1　この調書は、証人又は鑑定人が陳述を行った日ごとに作成すること。

2　表題の欄中不要の文字を抹消すること。

3　「事件の表示」欄には、事件の申請の受付順に受付番号を付し、（　）内に記入する符号は、あつせんにあつては「あ」、調停にあつては「調」、仲裁にあつては「仲」とする。職権あつせん又は職権調停の決議をした事件については、当該決議をした順に番号を付し、（　）内に記入する符号は、職権あつせんにあつては「職あ」、職権調停にあつては「職調」とする。

4　「陳述の要旨」の記載の末尾に、担当指定職員が記名押印すること。

様式第二十五号（第十七条関係）　　（用紙Ａ４）

事件の表示	令和　　年（　　）第　　号

立　入　検　査　調　書	
期　　日	令和　　年　　月　　日　午　　時　　分
立入検査を行った場所	
担当委員の氏名	
担当指定職員の氏名	
立入検査の目的物	
検　査　の　概　況	

記載要領

１　この調書は、紛争処理を行った日ごとに作成すること。

２　「事件の表示」欄には、事件の申請の受付順に受付番号を付し、（　）内に記入する符号は、あっせんにあっては「あ」、調停にあっては「調」、仲裁にあっては「仲」とする。職権あっせん又は職権調停の決議をした事件については、当該決議をした順に番号を付し、（　）内に記入する符号は、職権あっせんにあっては「職あ」、職権調停にあっては「職調」とする。

３　「検査の概要」の記載の末尾に、担当委員及び担当指定職員が記名押印すること。

様式第二十五号の四（第十七条の二十九関係）

資格者証交付申請書

令和　年　月　日

国土交通大臣
殿
指定資格者証交付機関代表者

（写真）
資格者証用写真
1枚を全面のり
付けする。
縦3.0センチメートル
横2.4センチメートル

1．申請区分
（該当する区分に○印を付けてください。）

新規	追加	更新

2．既資格者証　交付番号　第　　号　有効期限　令和　年　月　日

3．申請者氏名　フリガナ（氏　名）

4．生年月日　元号　年　月　日
（1．明治 2．大正 3．昭和 4．平成 5．令和）

5．本籍　都道府県コード　都・道・府・県

6．住所　都道府県コード　郡市区町村名・街区符号・住居番号等

郵便番号　－　電話番号

7．所属建設業者　商号又は名称

許可番号　大臣・知事コード　国土交通大臣 知事 許可（般 特）－　第　号

電話番号

8．監理技術者資格

〔1〕区分　番号　号　〔2〕区分　番号　号
〔3〕区分　番号　号　〔4〕区分　番号　号
〔5〕区分　番号　号　〔6〕区分　番号　号
〔7〕区分　番号　号　〔8〕区分　番号　号
〔9〕区分　番号　号　〔10〕区分　番号　号

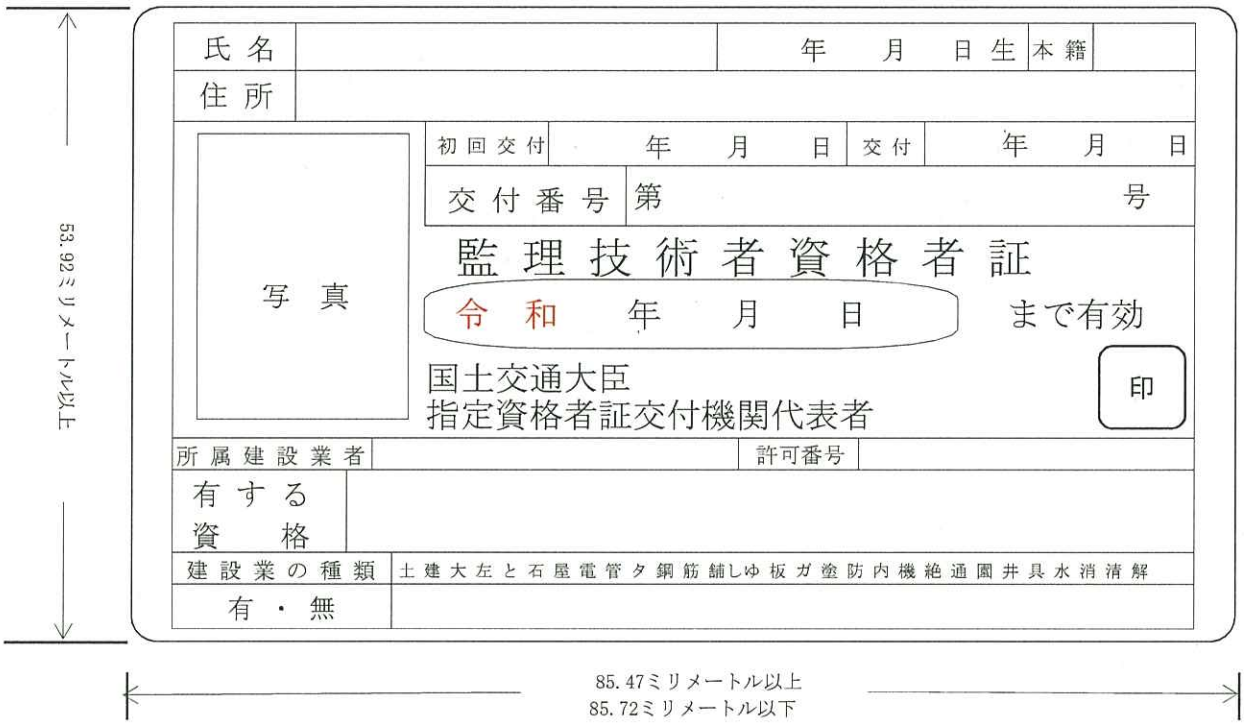
9．監理技術者講習修了履歴（修了履歴がある場合のみ記載）

修了番号　第　－　号　修了年月日　令和　年　月　日

10．受付番号　受付場所　受付日　令和　年　月　日

様式第二十五号の五（第十七条の三十関係）

（表面）



（裏面）



備考

1　「本籍」の欄は、本籍地の所在する都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その者が有する国籍）を記載すること。

2　磁気ストライプを埋め込むこと。

様式第二十五号の六（第十七条の三十一関係）

資 格 者 証 変 更 届 出 書

令和　　年　　月　　日

（国土交通大臣指定資格者証交付機関）

財団法人建設業技術者センター理事長　殿

下記の通り、
（1）氏　名（2）本　籍（3）住　所（4）所属建設業者（5）監理技術者資格
について、変更があったので届出をします

1．変更届出　〔1〕〔2〕〔3〕〔4〕〔5〕

2．既資格者証　交付番号　第　　号　有効期限　令和　　年　　月　　日

3．申請者氏名　フリガナ　氏　名　（氏　名）

4．生年月日　元号　　年　　月　　日
（1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 5.令和）

5．本　籍　都道府県コード　都・道・府・県

6．住　所　都道府県コード　郡市区町村名・街区符号・住居番号等

郵便番号　　－　　　電話番号

7．所属建設業者　商号又は名称

許可番号　大臣・知事コード　国土交通大臣許可（般－特）　－　第　　号

電話番号

8．監理技術者資格

〔1〕区分　番号　　号　〔2〕区分　番号　　号
〔3〕区分　番号　　号　〔4〕区分　番号　　号
〔5〕区分　番号　　号　〔6〕区分　番号　　号
〔7〕区分　番号　　号　〔8〕区分　番号　　号
〔9〕区分　番号　　号　〔10〕区分　番号　　号

9．受付番号　　受付場所　　受付日　令和　　年　　月　　日

様式第二十五号の七（第十七条の三十二関係）

資 格 者 証 再 交 付 申 請 書

令和　　年　　月　　日

国土交通大臣

殿

指定資格者証交付機関代表者

（写真）
資格者証用写真
1枚を全面のり
付けする。

縦3.0センチメートル
横2.4センチメートル

1．既資格者証　　交付番号　第　　号　　有効期限　令和　　年　　月　　日

2．申請者氏名　　フリガナ　　（氏　　名）

氏　　名

3．生 年 月 日　　元 号　　年　　月　　日

〔1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和〕

4．本　　籍　　都道府県コード　　都・道・府・県

5．再交付の理由　　〔1．忘失　2．滅失　3．汚損　4．破損〕

理　由

6．監理技術者講習修了履歴（修了履歴がある場合のみ記載）

修了番号　第　　－　　号　　修了年月日　令和　　年　　月　　日

7．受 付 番 号　　受付場所　　受 付 日　令和　　年　　月　　日

様式第二十五号の八（第十九条の三関係）

（用紙Ａ４）

経営状況分析申請書

建設業法第27条の24第２項の規定により、経営に関する客観的事項の審査のうち経営状況の分析の申請をします。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

登録経営状況分析機関代表者　　令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿　　申請者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

申請年月日	令和　　年　　月　　日
申請時の許可番号	大臣知事 コード　国土交通大臣知事 許可（般特 許可番号 ー ）第　　号 許可年月日 令和　　年　　月　　日
前回の申請時の許可番号	大臣知事 コード　国土交通大臣知事 許可（般特 許可番号 ー ）第　　号 許可年月日 令和　　年　　月　　日
審査基準日	令和　　年　　月　　日
審査対象事業年度	期間 自 令和　　年　　月　　日 ～ 至 令和　　年　　月　　日　処理の区分 ①　　②
審査対象事業年度の前審査対象事業年度	期間 自 令和　　年　　月　　日 ～ 至 令和　　年　　月　　日　処理の区分 ①　　②
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	期間 自 令和　　年　　月　　日 ～ 至 令和　　年　　月　　日　処理の区分 ①　　②
法人又は個人の別	＿（１.法人　２.個人）
前回の申請の有無	＿（１.有　２.無）
単独決算又は連結決算の別	＿（１.単独決算　２.連結決算）
商号又は名称のフリガナ	
商号又は名称	
代表者又は個人の氏名のフリガナ	
代表者又は個人の氏名	
主たる営業所の所在地	
主たる営業所の電話番号	
当期減価償却実施額	（千円）
前期減価償却実施額	（千円）
（備考欄）	

連絡先

所属等	氏名	電話番号	ファックス番号

記載要領

1　「申請者」の欄は、この申請書により経営状況分析を受けようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は第19条の４第１項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

2　太枠（備考欄）の枠内には記載しないこと。

3　「申請年月日」の欄は、登録経営状況分析機関に申請書を提出する年月日を記載すること。

4　「申請時の許可番号」の欄の「国土交通大臣／知事」及び「般／特」は、不要のものを消すこと。

5　「申請時の許可番号」の欄の「大臣／知事　コード」は、申請時に許可を受けている行政庁について別表（１）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

「許可番号」及び「許可年月日」は、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記載すること。

6　「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なつている場合についてのみ記載すること。

7　「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表(2)の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記載すること。

8　「審査対象事業年度」の欄の「至令和　　年　　月　　日」は審査基準日等を、「自令和　　年　　月　　日」は審査基準日の１年前の日の翌日等を次の表の例により記載すること。

また、「処理の区分」の①は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処　理　の　種　類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 （例）令和２年４月１日から令和３年３月31日までの事業年度について申請する場合 自令和２年４月１日 ～ 至令和３年３月31日
01	６か月ごとに決算を完結した場合 （例）令和２年10月１日から令和３年３月31日までの事業年度について申請する場合 自令和２年４月１日 ～ 至令和３年３月31日
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 （例１）合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和２年10月１日に当該組織変更の登記を行つた場合で令和３年３月31日に終了した事業年度について申請するとき 自令和２年４月１日 ～ 至令和３年３月31日 （例２）申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和２年３月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和６年12月31日に終了した事業年度について申請するとき 自令和２年１月１日 ～ 至令和２年12月31日
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

	(例) 令和２年10月１日に会社を新たに設立した場合で令和３年３月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき 自令和２年10月１日 ～ 至令和３年３月31日
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和２年10月１日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和３年３月31日）より前の日（令和２年11月１日）に申請するとき 自令和２年10月１日 ～ 至令和２年10月１日

また、「処理の区分」の②は、別表（2）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

9 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄の「自令和　年　月　日」に記載した日の直前の審査対象事業年度の期間及び処理の区分を８の例により記載すること。

10 「審査対象事業年度の前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の欄の「自令和　年　月　日」に記載した日の直前の審査対象事業年度の期間及び処理の区分を８の例により記載すること。

11 「前回の申請の有無」の欄は、審査対象事業年度の直前の審査対象事業年度について経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関と同一の機関に申請をする場合は「１」を、そうでない場合は「２」を記入すること。

12 「単独決算又は連結決算の別」の欄は、申請者が会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号の規定に基づく大会社であり、かつ、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の規定に基づき、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者である場合は「２」を、そうでない場合は「１」を記入すること。

13 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記載すること。

14 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記載すること。

種　類	略　号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

15 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで記載すること

16 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を記載すること。

17 「主たる営業所の所在地」の欄は、都道府県、市区町村、町名、街区符号及び住居番号等を、「丁

目」、「番」及び「号」についてはー（ハイフン）を用いて、記載すること。

18　「主たる営業所の電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー（ハイフン）で区切り、記載すること。

19　「当期減価償却実施額」の欄は、「単独決算又は連結決算の別」の欄に「１」と記入した者は、審査対象事業年度に係る減価償却実施額（未成工事支出金に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費その他減価償却費として費用を計上した額をいう。以下同じ。）を記載すること。「２」と記入した者は、記載を要しない。

記載すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法第２条第６号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、単位は千円とし、百万円未満は「０」を記載すること。

20　「前期減価償却実施額」の欄は、審査対象事業年度の前審査対象事業年度に係る減価償却実施額を19の例により記載すること。

ただし、「前回の申請の有無」の欄に「１」と記入し、かつ、前回の「当期減価償却実施額」の欄の内容に変更がないものについては、記載を省略することができる。

21　「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別表（1）

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表（2）

コード	処　理　の　種　類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡

	により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合

様式第二十五号の九　（第十九条の四関係）

兼業事業売上原価報告書

自　令和　　年　　月　　日
至　令和　　年　　月　　日

（会社名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

千円

兼業事業売上原価		
期首商品（製品）たな卸高		----------
当期商品仕入高		----------
当期製品製造原価		----------
合計		==========
期末商品（製品）たな卸高	△	----------
兼業事業売上原価		==========

（当期製品製造原価の内訳）		
材料費		----------
労務費		----------
経費		----------
（うち外注加工費）	（　　）	
小計（当期総製造費用）		----------
期首仕掛品たな卸高		----------
計		==========
期末仕掛品たな卸高	△	----------
当期製品製造原価		==========

様式第二十五号の十（第十九条の五関係）

（用紙Ａ４）
1 0 0 0 6

経営状況分析結果通知書

令和　　年　　月　　日

登録経営状況分析機関
登録番号
登録年月日　令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿　登録経営状況分析機関代表者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

経営状況分析の結果を通知します。
この経営状況分析結果通知書の記載事項は、事実に相違ありません。

注）「処理の区分」の欄は、建設業法施行規則別記様式第25号の８の記載要領の別表(2)の分類に従い、経営状況分析を行つた処理の区分を表示してあります。

許可番号　　－　　号
審査基準日　令和　　年　　月　　日
電話番号　　－　　－
処理の区分

項番			
	資本金	＿＿＿＿＿＿	（千円）
7101	売上高に占める完成工事高の割合	5桁	%
7102	単独決算又は連結決算の別	1桁	〔1. 単独決算、2. 連結決算 〕

経営状況分析

		数値		数値
7103	純支払利息比率	5桁	自己資本対固定資産比率	5桁
7104	負債回転期間	5桁	自己資本比率	5桁
7105	総資本売上総利益率	5桁	営業キャッシュフロー	5桁
7106	売上高経常利益率	5桁	利益剰余金	5桁
	経営状況点数（Ａ）＝	＿＿＿＿		
7107	経営状況分析結果（Ｙ）＝	5桁		

		金額（千円）		金額（千円）
7108	固定資産	10桁	売上高	10桁
7109	流動負債	10桁	売上総利益	10桁
7110	固定負債	10桁	受取利息配当金	10桁
7111	利益剰余金	10桁	支払利息	10桁
7112	自己資本	10桁	経常（事業主）利益	10桁
7113	総資本（当期）	10桁	営業キャッシュフロー（当期）	10桁
7114	総資本（前期）	10桁	営業キャッシュフロー（前期）	10桁

様式第二十五号の十一（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

（用紙Ａ４）
2 0 0 0 1

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

令和　　年　　月　　日

建設業法第27条の26第２項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第１項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
知事　殿

申請者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	令和□□年□□月□□日	令和□□年□□月□□日	□□－□□□□□□

申請時の許可番号	02	大臣／知事 コード□□	国土交通大臣／知事 許可（般／特－□□）第□□□□□□号　許可年月日 令和□□年□□月□□日
前回の申請時の許可番号	03	大臣／知事 コード□□	国土交通大臣／知事 許可（般／特－□□）第□□□□□□号　許可年月日 令和□□年□□月□□日
審査基準日	04	令和□□年□□月□□日	
申請等の区分	05	□	
処理の区分	06	□□　□□	
法人又は個人の別	07	□（1. 法人 2. 個人）	資本金額又は出資総額 □,□□□,□□□,□□□（千円）
商号又は名称のフリガナ	08		法人番号 □□□□□□□□□□□□□
商号又は名称	09		
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10		
代表者又は個人の氏名	11		
主たる営業所の所在地市区町村コード	12	□□□□□	
主たる営業所の所在地	13		
郵便番号	14	□□□－□□□□	電話番号 □□□□□□□□□□
許可を受けている建設業	15	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	（1. 一般 2. 特定）
経営規模等評価等対象建設業	16		

項番　　審査対象

自己資本額 [17] [3][5][10] (千円) [13] (1. 基準決算 / 2. 2期平均)

基準決算	(千円)
直前の審査基準日	(千円)

利益額（2期平均） [18] [3][5][10] (千円)

利益額（利払前税引前償却前利益）
＝営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度		審査対象事業年度の前審査対象事業年度	
営業利益	(千円)	営業利益	(千円)
減価償却実施額	(千円)	減価償却実施額	(千円)

技術職員数 [19] [3][5] (人)

登録経営状況分析機関番号 [20] [3][5]

経営状況分析を受けた機関の名称

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第　　号	令和　　年　　月　　日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

連絡先

所属等　　氏名　　電話番号

ファックス番号

様式第二十五号の十一

記載要領

1　「経営規模等評価申請書
　　経営規模等評価再審査申立書
　　総合評定値請求書」、
　「建設業法第27条の26第２項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
　　建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
　　建設業法第27条の29第１項の規定により、総合評定値の請求をします。　　」、
　「地方整備局長
　　北海道開発局長　」、「国土交通大臣
　　知事」及び「般
　　特」については、不要のものを消すこと。
　　知事」

2　「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は第19条の４第１項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

3　太線の枠内には記入しないこと。

4　□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□[1][2]のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば[甲][建][設][工][業]□□のように左詰めで記入すること。

5　[0][2]「申請時の許可番号」の欄の「大臣
　　知事」コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について別表（１）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
　「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば[0][0][1][2][3][4]又は[0][1]月[0][1]日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。
　なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6　[0][3]「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なつている場合についてのみ記入すること。

7　[0][4]「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表（２）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が令和２年３月31日であれば、[0][2]年[0][3]月[3][1]日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。

8　[0][5]「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

9　[0][6]「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 （例）令和２年４月１日から令和３年３月31日までの事業年度について申請する場合
01	６か月ごとに決算を完結した場合 （例）令和２年10月１日から令和３年３月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 （例１）合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和２年10月１日に当該組織変更の登記を行つた場合で令和３年３月31日に終了した事業年度について申請するとき （例２）申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和２年３月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和２年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 （例）令和２年10月１日に会社を新たに設立した場合で令和３年３月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 （例）令和２年10月１日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和３年３月31日）より前の日（令和２年11月１日）に申請するとき

　また、「処理の区分」の右欄は、別表（２）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

10　[0][7]「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。
　「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15条に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

11 [0][8]「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば[ギ]又は[パ]のように１文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。

12 [0][9]「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

（例 [(][株][)][甲][建][設][□]
[乙][建][設][(][有][)][□]）

種　類	略　号
株式会社	（株）
特例有限会社	（有）
合名会社	（名）
合資会社	（資）
合同会社	（合）
協同組合	（同）
協業組合	（業）
企業組合	（企）

13 [1][0]「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に１カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば[ギ]又は[パ]のように１文字として扱うこと。

14 [1][1]「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に１カラム空けて記入すること。

15 [1][2]「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

16 [1][3]「主たる営業所の所在地」の欄には、15により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば[霞][が][関][2][－][1][－][1][3][□]のように記入すること。

17 [1][4]「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば[0][3][－][5][2][5][3][－][8][1][1][1][□]のように記入すること。

18 [1][5]「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「１」を、特定建設業の場合は「２」を次の表の（　）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゆんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル･れんが･ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

19 [1][6]「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあつては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について18の表の（　）内に示された略号のカラムに「９」と記入すること。

20 [1][7]「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「１」又は「２」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たつては、単位は千円とし、例えば[□,][□][□][1,][2][3][4,][0][0][0]のように百万円未満の単位に該当するカラムに「０」を記入すること。

21 [1][8]「利益額（２期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法第２条第６号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（２期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

様式第二十五号の十一

22　1 9　「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。
23　2 0「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば0 0 0 0 0 1のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。
24　「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別表（１）

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表（２）

コード	処理の種類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合

別紙一

（用紙Ａ４）
2 0 0 0 2

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

項番 3 1

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度
自 □□年□□月 至 □□年□□月

審査対象事業年度の前審査対象事業年度	年 月～ 年 月
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	年 月～ 年 月

審査対象事業年度
自 □□年□□月 至 □□年□□月

計算基準の区分 □（1. 2年平均 2. 3年平均）

業種コード	完成工事高（千円）	元請完成工事高（千円）	完成工事高（千円）	元請完成工事高（千円）
3 2				
工事の種類 ＿＿＿＿工事	完成工事高計算表：審査対象事業年度の前審査対象事業年度 / 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表：審査対象事業年度の前審査対象事業年度 / 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		
3 2				
工事の種類 ＿＿＿＿工事	完成工事高計算表：審査対象事業年度の前審査対象事業年度 / 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表：審査対象事業年度の前審査対象事業年度 / 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		
3 2				
工事の種類 ＿＿＿＿工事	完成工事高計算表：審査対象事業年度の前審査対象事業年度 / 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表：審査対象事業年度の前審査対象事業年度 / 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		
3 2				
工事の種類 ＿＿＿＿工事	完成工事高計算表：審査対象事業年度の前審査対象事業年度 / 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表：審査対象事業年度の前審査対象事業年度 / 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		
3 3 その他				
工事の種類 その他 ＿＿＿＿工事	完成工事高計算表：審査対象事業年度の前審査対象事業年度 / 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表：審査対象事業年度の前審査対象事業年度 / 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		
3 4 合計				

契約後ＶＥに係る完成工事高の評価の特例 （ 1. 有 2. 無 ）

様式第二十五号の十一別紙一

記載要領

1　□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□□[1][2]のように右詰めで記入すること。

2　[3][1]「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。

(1) 12か月ごとに決算を完結した場合

（例）令和２年４月１日から令和３年３月31日までの事業年度について申請する場合

自令和02年04月　～　至令和03年03月

(2) ６か月ごとに決算を完結した場合

（例）令和２年10月１日から令和３年３月31日までの事業年度について申請する場合

自令和02年04月　～　至令和03年03月

(3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合

（例１）合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和２年10月１日に当該組織変更の登記を行つた場合で令和３年３月31日に終了した事業年度について申請するとき

自令和02年04月　～　至令和03年03月

（例２）申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和２年３月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和２年12月31日に終了した事業年度について申請するとき

自令和02年01月　～　至令和02年12月

(4) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

（例）令和２年10月１日に会社を新たに設立した場合で令和３年３月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき

自令和02年10月　～　至令和03年03月

(5) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

（例）令和２年10月１日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和３年３月31日）より前の日（令和２年11月１日）に申請するとき

自令和02年10月　～　至令和00年00月

3　[3][1]「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を２の例により記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前２年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあつては、直前２年の各審査対象事業年度の期間を２の例により記入し、下欄に直前２年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。

4　[3][2]「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「０」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「０」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

「完成工事高」の欄は、[3][1]で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前２年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前２年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を２で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前２年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前２年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を２で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前２年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記載すること。

また、平成28年６月１日から平成31年５月31日までの間にとび・土工工事業又は解体工事業の経営事項審査を受けようとするときは、必ず「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」についても記載すること。その際、「完成工事高」の欄にはとび・土工・コンクリート工事及び解体工事の完成工事に係る請負代金の額の合計を記載すること。元請完成工事高の欄についても同様とする。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゆんせつ工事	250	建具工事

様式第二十五号の十一別紙一

051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事	300	とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）

5　3 3「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。

6　3 4「合計」の欄は、完成工事高においては、3 2及び3 3に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。

7　この表は審査対象建設業に係る４のコード表中の工事の種類４つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後ＶＥ（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。）に係る工事の完成工事高について、契約後ＶＥによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。

8　記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たつては、例えば□,□ □ 1,2 3 4,0 0 0のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「０」を記入すること。

別紙三

（用紙Ａ４）
2 0 0 0 4

その他の審査項目（社会性等）

労働福祉の状況

項番

雇用保険加入の有無　41 □3　〔1. 有、2. 無、3. 適用除外 〕

健康保険加入の有無　42 □3　〔1. 有、2. 無、3. 適用除外 〕

厚生年金保険加入の有無　43 □3　〔1. 有、2. 無、3. 適用除外 〕

建設業退職金共済制度加入の有無　44 □3　〔1. 有、2. 無 〕

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無　45 □3　〔1. 有、2. 無 〕

法定外労働災害補償制度加入の有無　46 □3　〔1. 有、2. 無 〕

建設業の営業継続の状況

営業年数　47 □3□□5（年）

初めて許可（登録）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）
昭和 平成 令和　年　月　日	年　か月	

民事再生法又は会社更生法の適用の有無　48 □3　〔1. 有、2. 無 〕

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日
令和　年　月　日	令和　年　月　日	令和　年　月　日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無　49 □3　〔1. 有、2. 無 〕

法令遵守の状況

営業停止処分の有無　50 □3　〔1. 有、2. 無 〕

指示処分の有無　51 □3　〔1. 有、2. 無 〕

建設業の経理の状況

監査の受審状況　52 □3　〔1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無〕

公認会計士等の数　53 □3,□□5（人）

二級登録経理試験合格者の数　54 □3,□□5（人）

研究開発の状況

研究開発費（２期平均）　55 □3,□□5,□□□,□□□10（千円）

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
（千円）	（千円）

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数　56 □3□□5（台）

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

ＩＳＯ９００１の登録の有無　57 □3　〔1. 有、2. 無 〕

ＩＳＯ１４００１の登録の有無　58 □3　〔1. 有、2. 無 〕

若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

若年技術職員の継続的な育成及び確保　59 □3　〔1. 該当、2. 非該当 〕

技術職員数（Ａ）	若年技術職員数（Ｂ）	若年技術職員の割合（Ｂ／Ａ）
（人）	（人）	（%）

新規若年技術職員の育成及び確保　60 □　〔1. 該当、2. 非該当 〕

新規若年技術職員数（Ｃ）	新規若年技術職員の割合（Ｃ／Ａ）
（人）	．（%）

様式第二十五号の十二（第十九条の九、第二十一条の四関係）

経営規模等評価結果通知書
総合評定値通知書

許可　　－　　号
審査基準日　令和　年　月　日

電話番号
資本金額
完成工事高／売上高（%）
行政庁記入欄

経営規模等評価の結果
総合評定値　を通知します。

令和　年　月　日

印

許可区分	建設工事の種類	総合評定値（P）	完成工事高 年平均	完成工事高 評点（X_1）	元請完成工事高及び技術職員数 元請完成工事高 年平均	技術職員数 一級	技術職員数 (講習受講)	技術職員数 基幹	技術職員数 二級	技術職員数 その他	評点（Z）
	土木一式										
	プレストレストコンクリート構造物										
	建築一式										
	大工										
	左官										
	とび・土工・コンクリート										
	法面処理										
	石										
	屋根										
	電気										
	管										
	タイル・れんが・ブロック										
	鋼構造物										
	鋼橋上部										
	鉄筋										
	舗装										
	しゅんせつ										
	板金										
	ガラス										
	塗装										
	防水										
	内装仕上										
	機械器具設置										
	熱絶縁										
	電気通信										
	造園										
	さく井										
	建具										
	水道施設										
	消防施設										
	清掃施設										
	解体										
	とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）										
	その他										
	合計										

自己資本額及び利益額	数値	点数
自己資本額 X		
利益額		
評点（X_2）		

その他の審査項目（社会性等）	数値等	点数
雇用保険加入の有無		
健康保険加入の有無		
厚生年金保険加入の有無		
建設業退職金共済制度加入の有無		
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無		
法定外労働災害補償制度加入の有無		
労働福祉の状況		
営業年数	年	
民事再生法又は会社更生法の適用の有無		
建設業の営業継続の状況		
防災協定の締結の有無		
防災活動への貢献の状況		
営業停止処分の有無		
指示処分の有無		
法令遵守の状況		
監査の受審状況		
公認会計士等の数		
二級登録経理試験合格者の数		
建設業の経理の状況		
研究開発費		
研究開発の状況		
建設機械の所有及びリース台数	台	
建設機械の保有状況		
ＩＳＯ９００１の登録の有無		
ＩＳＯ１４００１の登録の有無		
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況		
若手技術職員の継続的な育成及び確保		
新規若年技術職員の育成及び確保		
若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況		
評点（W）		

（参考）

科目	決算	科目	決算
固定資産		売上高	
流動負債		売上総利益	
固定負債		受取利息配当金	
利益剰余金		支払利息	
自己資本		経常利益	
総資本（当期）		営業ｷｬｯｼｭﾌﾛｰ（当期）	
総資本（前期）		営業ｷｬｯｼｭﾌﾛｰ（前期）	

経営状況	決算	経営状況	決算
純支払利息比率		自己資本対固定資産比率	
負債回転期間		自己資本比率	
総資本売上総利益率		営業キャッシュフロー	
売上高経常利益率		利益剰余金	
評点（Y）			

［金額単位：千円］

様式第二十五号の十四（第二十一条の六関係）　（用紙A4）

報告基準該当項目報告書

建設業法施行規則第21条の6第4号の規定により、以下のとおり報告します。

令和　年　月　日

地方整備局長
北海道開発局長
知事　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

登録経営状況分析機関名
登録番号

申請者名	許可番号	審査基準日	該当項目	確認書類	確認結果等

様式第二十五号の十五（第二十　条の九関係）

（用紙Ａ４）

経営状況分析結果報告書

建設業法施行規則第21条の９第１項の規定により、経営状況分析の結果を報告します。

令和　　年　　月　　日

登録経営状況分析機関名

登録番号

国土交通大臣　殿

結果通知日	
申請者名	
許可番号	
審査基準日	
法人又は個人の別	
申請決算又は直前決算の別	
特記事項	

経営状況	点数
純支払利息比率	
有利子負債回転期間	
総資本売上総利益率	
売上高経常利益率	
自己資本対固定資産比率	
自己資本比率	
営業キャッシュフロー	
利益剰余金	
経営状況の評点（Ｙ）	

	勘定科目等		
	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	審査対象事業年度
受取手形			
完成工事未収入金			
未成工事支出金			
販売用不動産			
前払金			
繰延税金資産			
未収入金			
仮払金			
その他流動資産			
貸倒引当金（「流動資産」の部に計上されたものに限る。）			
繰延税金資産（長期）			
貸倒引当金（「投資その他の資産」の部に計上されたものに限る。）			
* 固定資産合計			
資産合計			
支払手形			
工事未払金			
短期借入金			
未払法人税等			
未払費用			
繰延税金負債			
未成工事受入金			
前受収益			
引当金（「流動負債」の部に計上されたものに限る。）			
仮受金			
その他流動負債			
* 流動負債合計			
繰延税金負債（長期）			
引当金（「固定負債」の部に計上されたものに限る。）			
その他固定負債			
* 固定負債合計			
負債合計			
利益剰余金合計			
* 株主資本合計			
* 純資産合計			
* 負債純資産合計			
受取手形割引高			
受取手形裏書譲渡高			
* 完成工事高			
（うち完成工事高）			
完成工事原価			
（うち完成工事原価）			
* 売上総利益又は売上総損失			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
* （うち受取利息及び配当金）			
営業外費用			
* （うち支払利息）			
* 経常利益又は経常損失（申請者が個人の場合は事業利益又は事業損失）			
特別利益			
特別損失			
法人税住民税及び事業税			
法人税等調整額			
過年度税効果調整額			
減価償却実施額			
* 営業活動によるキャッシュ・フロー			

「勘定科目等」の欄に記載した内容が建設業法施行規則第21条の６第２号の確認基準に該当する場合におけるその内容確認の結果については別紙による。

別紙　　（用紙A4）

確認基準該当項目報告書

令和　年　月　日

登録経営状況分析機関名
登録番号

申請者名	許可番号	審査基準日	疑義項目	確認書類	確認結果等	報告先

様式第二十六号（第二十三条の三関係）　　（用紙Ａ４）

建設業者監督処分簿

商号又は名称		代表者氏名	
主たる営業所の所在地			
許可番号	国土交通大臣 知事 （般－　　）第　　号 特	許可を受けている建設業の種類	

２．処分に関する事項

処分年月日	令和　　年　　月	処分を行つた者	
根拠法令	該　当		
処分の内容			
処分の原因となった事実			
その他参考となる事項			

様式第二十七号（第二十四条関係）

第　　号

令和　　年　　月　　日交付

国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長又は都道府県知事印

建設業法第三十一条第二項の規定による立入検査証

所属部局課名

身分及び職名　　氏　　名

生年月日

建設業法摘要

第三十一条　国土交通大臣は、建設業を営むすべての者に対して、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で建設業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その業務、財産若しくは工事施工の状況につき、必要な報告を徴し、又は当該職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　当該職員は、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請があつたときは、これを呈示しなければならない。

3　当該職員の資格に関し必要な事項は、政令で定める。

様式第一号（第一条関係）

登　　録　　申　　請　　書　　（用紙Ａ４）

登録番号	公共工事の前払金保証事業に関する法律第四条第一項の規定により登録を申請します。 令和　　年　　月　　日 申請者　氏　　名印 国土交通大臣　　殿	
第　　号	商　　号	
	資本金の額	
令和　年　月　日	取締役及び監査役の役名及び氏名	

本店、支店その他の営業所の名称及び所在地		
名　　称	所　　在　　地	電　　話
本　店 支　店 その他の営業所		

備考　監査等委員会設置会社にあつては、「取締役及び監査役」を「取締役」と、指名委員会等設置会社にあつては「監査役」を「執行役」とすること。

様式第二号（第五条関係）　　（用紙Ａ４）

令和　　年　　月　　日

国土交通大臣　　殿

会社名

代表者　氏　　名印

令和　　年度事業報告書

第　　期　自令和　　年　　月　　日

至令和　　年　　月　　日

標記の事業年度が終了したから、公共工事の前払金保証事業に関する法律第23条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

1　事業の概要

2　保証契約等に関する事項

（前払金保証事業、金融保証事業及び前払金保証事業に付随する事業の事業別に別表(1)及び(2)により記載すること。）

3　株主総会に関する事項

（株主総会招集の年月日、通知した事項及び決議した事項の概要等について記載すること。）

4　取締役会に関する事項

（取締役会招集の年月日、決議した事項の概要等について記載すること。）

5　株主に関する事項

（別表(3)及び(4)により記載すること。）

6　経理の状況

(1)　比較貸借対照表

（別表(5)により記載すること。）

(2)　比較損益計算書

（別表(6)により記載すること。）

(3)　比較株主資本等変動計算書

（別表(7)により記載すること。）

(4)　比較注記表

（別表(8)により記載すること。）

(5)　付属明細表

（別表(9)から(21)までにより記載すること。）

備考

1　別表に記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。

2　別表の作成に当たり該当事項がない場合においては、その旨を記載すること。

3　比較貸借対照表に掲げる「有価証券」の金額が資産の総額の100分の1以下である場合においては、別表(11)の作成を省略することができる。この場合においては、その旨を記載すること。

別表 ⑤

比 較 貸 借 対 照 表

科目 ＼ 期日・種別	第 期(令和 年 月 日)			第 期(令和 年 月 日)		
	金額		構成比	金額		構成比
資産の部						
	千円	千円	%	千円	千円	%
Ⅰ 流動資産						
現金及び預金	×××			×××		
受取手形	×××			×××		
未収保証料	×××			×××		
未収入金	×××			×××		
有価証券	×××			×××		
短期貸付金	×××			×××		
前払費用	×××			×××		
未収収益	×××			×××		
繰延税金資産	×××			×××		
その他	×××			×××		
貸倒引当金	△×××			△×××		
流動資産合計		×××			×××	
Ⅱ 固定資産						
1 有形固定資産						
建物	×××			×××		
構築物	×××			×××		
車両運搬具	×××			×××		
じゆう器備品	×××			×××		
土地	×××			×××		
建設仮勘定	×××			×××		
その他	×××			×××		
減価償却累計額	△×××			△×××		
有形固定資産合計		×××			×××	
2 無形固定資産						
借地権	×××			×××		
のれん	×××			×××		
その他	×××			×××		
無形固定資産合計		×××			×××	
3 投資その他の資産						
投資有価証券	×××			×××		

関係会社株式	×××			×××		
借室保証金	×××			×××		
長期貸付金	×××			×××		
従業員長期貸付金	×××			×××		
関係会社長期貸付金	×××			×××		
繰延税金資産	×××			×××		
その他	×××			×××		
貸倒引当金	△×××			△×××		
投資その他の資産合計		×××			×××	
固定資産合計		×××			×××	
Ⅲ 繰延資産						
創立費	×××			×××		
開業費	×××			×××		
開発費	×××			×××		
株式交付費	×××			×××		
社債発行費	×××			×××		
繰延資産合計		×××			×××	
資産合計		×××			×××	
負債の部						
Ⅰ 流動負債						
支払備金	×××			×××		
責任準備金	×××			×××		
支払手形	×××			×××		
短期借入金	×××			×××		
未払金	×××			×××		
未払費用	×××			×××		
未払法人税等	×××			×××		
繰延税金負債	×××			×××		
前受金	×××			×××		
預り金	×××			×××		
前受収益	×××			×××		
賞与引当金	×××			×××		
その他	×××			×××		
流動負債合計		×××			×××	
Ⅱ 固定負債						
社債	×××			×××		
長期借入金	×××			×××		
長期未払金	×××			×××		
繰延税金負債	×××			×××		

退職給付引当金	×××			×××		
負ののれん	×××			×××		
その他	×××			×××		
固定負債合計		×××			×××	
負債合計		×××			×××	
純資産の部						
Ⅰ 株主資本						
1 資本金		×××			×××	
2 新株式申込証拠金		×××			×××	
3 資本剰余金						
資本準備金	×××			×××		
その他資本剰余金	×××			×××		
資本剰余金合計		×××			×××	
4 利益剰余金						
利益準備金	×××			×××		
その他利益剰余金						
・・・・・準備金	×××			×××		
・・・・・積立金	×××			×××		
繰越利益剰余金	×××			×××		
利益剰余金合計		×××			×××	
5 自己株式		△×××			△×××	
6 自己株式申込証拠金		×××			×××	
株主資本合計		×××			×××	
Ⅱ 評価・換算差額等						
1 その他有価証券評価差額金		×××			×××	
2 繰越ヘッジ損益		×××			×××	
3 土地再評価差額金		×××			×××	
評価・換算差額等合計		×××			×××	
Ⅲ 新株予約権		×××			×××	
純資産合計		×××			×××	
負債純資産合計		×××			×××	

備考

1 「流動資産」、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「投資その他の資産」の「その他」に属する資産でその金額が資産の総数の100分の1を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもつて記載すること。

2 備考1は、負債の部の記載に準用する。

3 法第16条第3号（前払金保証事業以外の事業にあつては別表(15)備考3(9)）による

支払備金で、流動負債の部又は固定負債の部に計上することが適当でないものは、固定負債の部の次に別の区分を設けて記載すること。この場合においては、同号（前払金保証事業以外の事業にあつては別表(15)備考３(3)）によるものである旨の注記をすること。

別表⑥

比較損益計算書

期間 / 種別 / 科目	第期 自令和 年 月 日 至令和 年 月 日			第期 自令和 年 月 日 至令和 年 月 日		
	金額		百分比	金額		百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
Ⅰ 営業収益						
1 収入保証料	×××			×××		
2 支払備金戻入	×××			×××		
3 責任準備金戻入	×××			×××		
4 その他	×××	×××		×××	×××	
Ⅱ 営業費用						
1 保証債務弁済	×××			×××		
2 支払備金繰入	×××			×××		
3 責任準備金繰入	×××			×××		
4 事業経費						
役員報酬	×××			×××		
給料手当	×××			×××		
退職金	×××			×××		
福利厚生費	×××			×××		
事務費	×××			×××		
旅費通信費	×××			×××		
地代家賃	×××			×××		
協会費諸会費	×××			×××		
租税公課	×××			×××		
減価償却費	×××			×××		
その他	×××			×××		
事業経費合計	×××	×××		×××	×××	
営業利益（営業損失）		×××			×××	
Ⅲ 営業外収益						
1 受取利息	×××			×××		
2 有価証券利息	×××			×××		
3 受取配当金	×××			×××		
4 有価証券売却益	×××			×××		
5 雑収入	×××	×××		×××	×××	
Ⅳ 営業外費用						
1 支払利息及び割引料	×××			×××		

2 社債利息	×××			×××		
3 創立費償却	×××			×××		
4 開業費償却	×××			×××		
5 開発費償却	×××			×××		
6 株式交付費償却	×××			×××		
7 社債発行費償却	×××			×××		
8 有価証券売却損	×××			×××		
9 雑支出	×××	×××		×××	×××	
経常利益（経常損失）		×××			×××	
V 特別利益						
1 前期損益修正益	×××			×××		
2 固定資産売却益	×××			×××		
3 その他	×××	×××		×××	×××	
VI 特別損失						
1 前期損益修正損	×××			×××		
2 固定資産売却損	×××			×××		
3 災害による損失	×××			×××		
4 その他	×××	×××		×××	×××	
税引前当期純利益（当期純損失）		×××			×××	
法人税、住民税及び事業税	×××			×××		
法人税等調整額	×××	×××		×××	×××	
当期純利益（当期純損失）		×××			×××	

備考

1　「百分比」の欄には、大科目について、「収入保証料」を 100 とした百分比を記載すること。

2　「営業収益」の「その他」に属する収益でその金額が「営業収益」の総額の 10 分の１を超えるものについては、当該収益を明示する科目をもつて記載すること。

3　備考２は、「事業経費」の「その他」に属する経費、「雑収入」に属する収益及び「雑支出」に属する費用並びに「特別利益」の「その他」に属する利益及び「特別損失」の「その他」に属する損失の記載に準用する。

別表第(7)

比較株主資本等変動計算書

(第　期　自令和　年　月　日　至令和　年　月　日)

	株主資本										評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計							
						・・・積立金	繰越利益剰余金								
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額															
新株の発行	×××	×××		×××						×××					×××
剰余金の配当					×××		△×××	△×××		△×××					△×××
当期純利益							×××	×××		×××					×××
自己株式の処分									×××	×××					×××
・・・・・															
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××		×××	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

(第　期　自令和　年　月　日　至令和　年　月　日)

	株主資本										評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計							
						・・・積立金	繰越利益剰余金								
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額															
新株の発行	×××	×××		×××						×××					×××
剰余金の配当					×××		△×××	△×××		△×××					△×××
当期純利益							×××	×××		×××					×××
自己株式の処分									×××	×××					×××
・・・・・															
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××		×××	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

別表⑧

比　較　注　記　表

	第　期 自　令和　年　月　日 至　令和　年　月　日	第　期 自　令和　年　月　日 至　令和　年　月　日
注１　継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況		
2　重要な会計方針		
3　会計方法の変更		
4　表示方法の変更		
5　会計上の見積りの変更		
6　誤謬（びゅう）の訂正		
7　貸借対照表関係		
8　損益計算書関係		
9　株主資本等変動計算書関係		
10　税効果会計		
11　リースにより使用する固定資産		
12　金融商品関係		
13　賃貸等不動産関係		
14　関連当事者との取引		
15　一株当たり情報		
16　重要な後発事象		
17　連結配当規制適用の有無		
18　その他		

備考

1　記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株式会社		
	会計監査人設置会社	会計監査人なし	
		公開会社	株式譲渡制限会社
1　継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況	○	×	×
2　重要な会計方針	○	○	○
3　会計方法の変更	○	○	○
4　表示方法の変更	○	○	○

5　会計上の見積りの変更	○	×	×
6　誤謬（びゅう）の訂正	○	○	○
7　貸借対照表関係	○	○	×
8　損益計算書関係	○	○	×
9　株主資本等変動計算書関係	○	○	○
10　税効果会計	○	○	×
11　リースにより使用する固定資産	○	○	×
12　金融商品関係	○	○	×
13　賃貸等不動産関係	○	○	×
14　関連当事者との取引	○	○	×
15　一株当たり情報	○	○	×
16　重要な後発事象	○	○	×
17　連結配当規制適用の有無	○	×	×
18　その他	○	○	○

【凡例】○…記載要、×…記載不要

2　注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。

3　貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載すること。

4　注に掲げる事項の記載に当たつては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従つて記載すること。

注１　事業年度の末日において財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合、当該事象又は状況が存在する旨及びその内容、重要な疑義の存在の有無、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画並びに当該重要な疑義の影響の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表への反映の有無を記載すること。

注２　次に掲げる項目に区分して記載すること。ただし、重要性の乏しいものは、記載を要しない。

⑴　資産の評価基準及び評価方法

⑵　固定資産の減価償却の方法

⑶　引当金の計上基準

⑷　収益及び費用の計上基準

⑸　その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表作成のための基本となる重要な事項

注３　一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社にあつては、⑤ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

①　当該会計方針の変更の内容

②　当該会計方針の変更の理由

③　遡及適用をした場合（④又は⑤に該当する場合を除く。）には、次に掲げる事項

イ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する前事業年度における影響額

ロ　前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

④　当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合には、次に掲げる事項

イ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する当事業年度における影響額

ロ　当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

ハ　前事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

⑤　当事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）

イ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額

ロ　当事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ　当該会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注４　一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

①　当該表示方法の変更の内容

②　当該表示方法の変更の理由

③　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に係る前事業年度における金額

④　前事業年度における表示方法の変更が実務上不可能な場合には、その理由

注５　会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

①　当該会計上の見積りの変更の内容

②　当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額

③　当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注６　誤謬（びゅう）の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏

しい事項は、記載を要しない。

① 当該誤謬（びゅう）の内容

② 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する前事業年度における影響額

③ 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

注７ 次に掲げる項目に区分して記載すること。

⑴ 資産に係る引当金の金額を直接控除した場合における各資産の資産が項目別の引当金の金額

⑵ 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の減価償却累計額

⑶ 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨

⑷ 保証債務、手形訴求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く。）の種類別に総額を記載すること。

⑸ 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

⑹ 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債及び金銭債務

総額を記載するものとし、取締役、監査役又は執行役別の金額は記載することを要しない。

⑺ 親会社株式の各表示区分別の金額

貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。

注８ 関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注９ 次に掲げる項目に区分して記載すること。

⑴ 事業年度末日における会社が発行する株式の種類及び数

⑵ 事業年度末日における発行済株式の種類及び数

⑶ 事業年度末日における自己株式の種類及び数

⑷ 事業年度中に行つた剰余金の配当

① 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

② 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあつては、当該時価を付した後の帳簿価額）の総額

配当を実施した回ごとに、配当総額、一株当たりの配当額及び配当原資について記載すること。

⑸ 事業年度の末日後に行う剰余金の配当

事業年度末日後、定時株主総会により決議した剰余金の配当までを記載すること。

⑹　事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

注 10　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載すること。

注 11　ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行つていない固定資産について、定性的に記載すること。

注 12　次に掲げる項目に区分して記載すること。ただし、重要性の乏しいものは、記載を要しない。

⑴　金融商品の状況

⑵　金融商品の時価等

注 13　次に掲げる項目に区分して記載すること。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

⑴　賃貸等不動産の状況

⑵　賃貸等不動産の時価

注 14　関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第 112 条の規定に従い注記すること。

注 15　次に掲げる項目に区分して記載すること。

⑴　一株当たりの純資産額

⑵　一株当たりの当期純利益又は当期純損失

株式会社が当事業年度又は当事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、前事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して⑴及び⑵に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載すること。

注 16　会社計算規則第 158 条第４号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載すること。

注 17　注１から注 17 に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

様式第三号（第六条関係）　（用紙Ｂ８）

第　　号　　令和　　年　　月　　日交付

公共工事の前払金保証事業に関する法律第
二十四条第二項の規定による実地検査証

国土交通大臣の印

官　職
氏　名

年　月　日生

公共工事の前払金保証事業に関する法律抜すい

第二十四条　国土交通大臣は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、保証事業会社に対しその行う事業に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員をして当該保証事業会社の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の職員は、同項の規定により検査する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3　第一項の検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

別記様式第一号〔第2条〕

建設機械 打刻／検認 申請書

（用紙A4）

この申請書により建設機械抵当法第四条による 打刻／検認 の申請をします。

この申請書の記載事項は事実に相違ありません。

令和　　年　　月　　日　　申請人　氏名又は名称（ふりがな）　　印

〇〇知事　殿　　住所又は主たる事務所の所在地（ふりがな）

手数料を証紙で納入する場合にはこの欄に証紙をはること。

建設機械の名称		打刻された記号（検認の申請の場合に記載する）				
型式		製造者名		原動機	種類及び定格出力	
仕様		製造年月			製造者名	
		製造番号			製造年月	
		自動車登録番号			製造番号	
		建設機械の所在地				
		所有権の取得の原因及び年月日	前所有者の氏名又は名称			
			前所有者の住所又は主たる事務所の所在地			
			売買、贈与、相続、合併等の別		年月日	
		建設業法による許可	許可年月日			
			許可番号			
		主たる営業所の所在地				

折線

※ 打刻／検認 した記号		※ 打刻／検認 の年月日	令和　　年　　月　　日

記載要領

1　申請人が個人企業者の場合には当該企業者の氏名及び住所を記入の上押印し、法定代理人又は支配人があるときは、その者の氏名を記入の上押印すること。申請人が会社又は組合等の場合には、当該会社又は組合等の名称及び主たる事務所の所在地を記入の上代表者の氏名を記入し押印すること。

2　「建設機械の名称」欄には、当該建設機械の建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号）別表の名称欄に掲げる名称を記入すること。

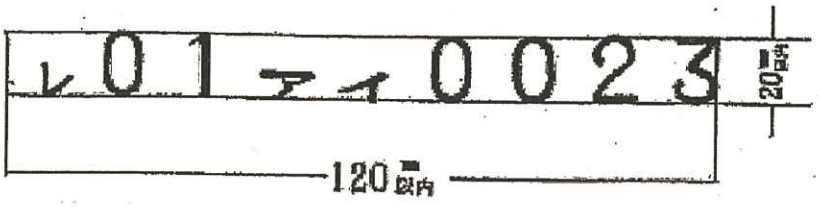
3　「打刻された記号」欄には、検認の場合に記入するものとし、当該記号の数字はアラビヤ数字をもつてすること。

4　「原動機」欄は、原動機を有する場合に記入すること。同欄中「種類及び定格出力」の種類には、電動機、石油機関、ガソリン機関、ディーゼル機関又は蒸気機関等の別を記入すること。

5　「自動車登録番号」欄は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）による自動車登録番号を有する場合に記入すること。

6　「※」欄は、申請人は記入しないこと。

別記様式第二号



備考

（１）　打刻の様式は、図示の例によること。

（２）　図示の例でレ０１は打刻をした年の表示で、例えば令和元年はレ０１と、令和２年はレ０２と表示すること。

（３）　図示の例で記号のアは、打刻の際の申請人の主たる営業所の所在する都道府県を表示する。

（４）　図示の例で記号のイは、打刻をした者を表示する。

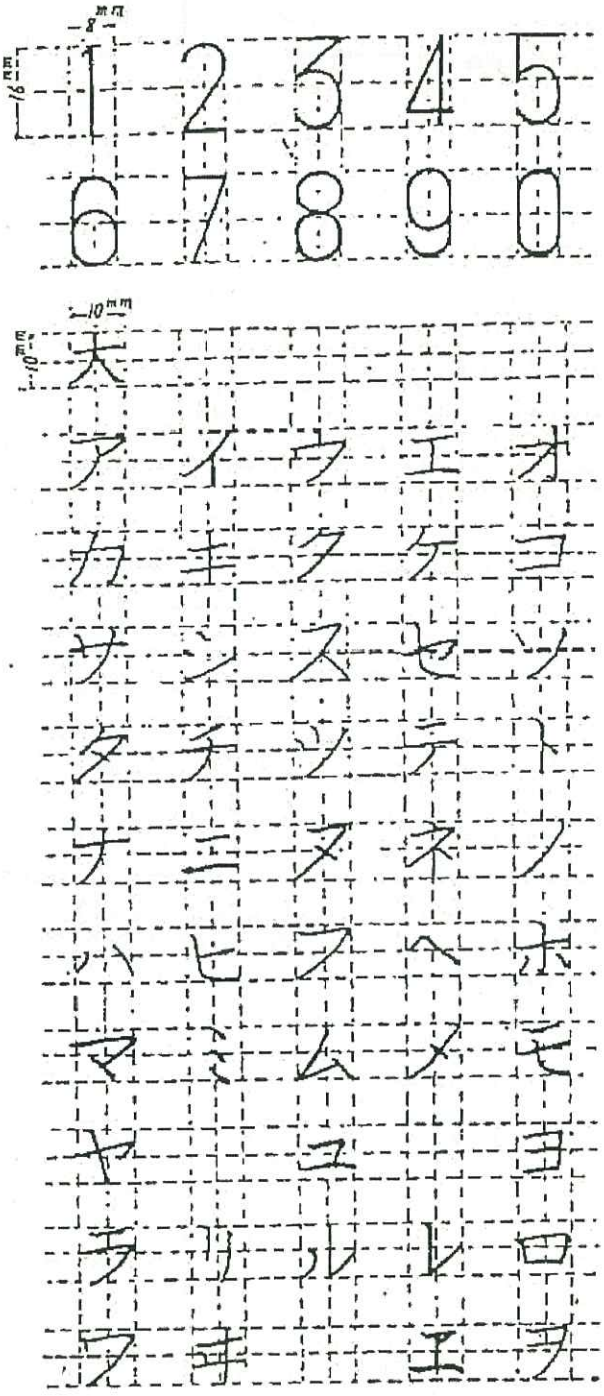
（５）　（３）における都道府県及び（４）における打刻をした者は下表の左欄の国土交通大臣並びに都道府県及び都道府県知事を右欄の記号により表示すること。

国　土　交　通　大　臣	大
北海道・北海道知事	ア
青森県・青森県知事	イ
岩手県・岩手県知事	ウ
宮城県・宮城県知事	エ
秋田県・秋田県知事	オ
山形県・山形県知事	カ
福島県・福島県知事	キ
茨城県・茨城県知事	ク
栃木県・栃木県知事	ケ
群馬県・群馬県知事	コ
埼玉県・埼玉県知事	サ
千葉県・千葉県知事	シ
東京都・東京都知事	ス
神奈川県・神奈川県知事	セ
新潟県・新潟県知事	ソ
山梨県・山梨県知事	タ
長野県・長野県知事	チ
富山県・富山県知事	ツ
石川県・石川県知事	テ
岐阜県・岐阜県知事	ト
静岡県・静岡県知事	ナ
愛知県・愛知県知事	ニ
三重県・三重県知事	ヌ

福井県・福井県知事	ネ
滋賀県・滋賀県知事	ノ
京都府・京都府知事	ハ
大阪府・大阪府知事	ヒ
兵庫県・兵庫県知事	フ
奈良県・奈良県知事	ヘ
和歌山県・和歌山県知事	ホ
鳥取県・鳥取県知事	マ
島根県・島根県知事	ミ
岡山県・岡山県知事	ム
広島県・広島県知事	メ
山口県・山口県知事	モ
徳島県・徳島県知事	ヤ
香川県・香川県知事	ユ
愛媛県・愛媛県知事	ヨ
高知県・高知県知事	ラ
福岡県・福岡県知事	リ
佐賀県・佐賀県知事	ル
長崎県・長崎県知事	レ
熊本県・熊本県知事	ロ
大分県・大分県知事	ワ
宮崎県・宮崎県知事	ヰ
鹿児島県・鹿児島県知事	ヲ
沖縄県・沖縄県知事	ヱ

（６）　図示の例で００２３は、打刻の番号であつて、打刻の番号が一けたのときは十位、百位及び千位にあたる位置に、二けたのときは百位及び千位にあたる位置に、三けたのときは千位にあたる位置に０を打刻すること。

（７）　数字及びアイ等の記号の様式は、下図によること。



別記様式第三号

（用紙Ａ４）

建　設　機　械　打　刻　証　明　書

証明書交付番号	打証第　　号

所有者の氏名又は名称		所有者の住所又は主たる事務所の所在地		
建設機械の名称		型式		
仕様		製造者名		
		製造年月		
		製造番号		
		原動機	種類及び定格出力	
			製造者名	
			製造年月	
			製造番号	
		自動車登録番号		
打刻した記号		打刻の年月日		令和　　年　　月　　日

上記のとおり証明する。

令和　　年　　月　　日　　○○知事　　印

別記様式第四号　　（用紙Ａ４）

建　設　機　械　打　刻　検　認　証　明　書

証明書交付番号	打検証第　　号

所有者の氏名又は名称		所有者の住所又は主たる事務所の所在地		
建設機械の名称		型式		
仕様		製造者名		
		製造年月		
		製造番号		
		原動機	種類及び定格出力	
			製造者名	
			製造年月	
			製造番号	
		自動車登録番号		
検認した記号		検認の年月日		令和　　年　　月　　日

上記のとおり証明する。

令和　　年　　月　　日　　○○知事　　印

別記様式第五号〔第５条〕

建　設　機　械　に　関　す　る　変　更　届

（様式Ａ４）

下記のとおり変更したから建設機械抵当法施行令第十二条第一項第一号の規定により届出します。

令和　　年　　月　　日

届出人　氏名又は名称　　印

（ふりがな）

住所又は主たる
事務所の所在地

（ふりがな）

建設業の許可番号

国土交通大臣　○○　○○　殿

記

打刻された記号			建設機械の名称	
変更の事項		変更の内容		変更の事由及び年月日
		変更前	変更後	
型式				
仕様				
原動機	種類及び定格出力			
	製造者名			
	製造年月			
	製造番号			
自動車登録番号				
建設機械の所在地				
所有者	建設業の許可年月日			
	建設業の許可番号			
	氏名又は名称			
	住所又は主たる事務所の所在地			
	主たる営業所の所在地			

記載要領

１　届出人が個人企業者の場合には当該企業者の者の氏名及び住所を記入の上押印し、法定代理人又は支配人があるときは、その者の氏名を記入の上押印すること。届出人が会社又は組合等の場合には、当該会社又は組合等の主たる事務所の所在地を記入の上代表者の氏名を記入し押印すること。

２　「建設機械の名称」欄には、当該建設機械の建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号）別表の名称欄に掲げる名称を記入すること。

３　「変更の内容」欄には、変更した事項のみ記入すること。

別記様式第六号〔第５条〕

建設機械　滅失／解体　届

（用紙Ａ４）

下記のとおり　滅失／解体　しましたから建設機械抵当法施行令第十二条第一項第二号の規定により届出します。

令和　　年　　月　　日

申請人　氏名又は名称　　印

（ふりがな）

住所又は主たる事務所の所在地

（ふりがな）

建設業の許可番号

国土交通大臣　○○　○○　殿

記

打刻された記号		建設機械の名称		型　式	
滅失／解体の事由					
滅失／解体の年月日	平成　　年　　月　　日	滅失／解体の場所			
届出当時の状態					

記載要領

1　申請人が個人企業者の場合には当該企業者の氏名及び住所を記入の上押印し、法定代理人又は支配人があるときは、その者の氏名を記入の上押印すること。申請人が会社又は組合等の場合には、当該会社又は組合等の名称及び主たる事務所の所在地を記入の上代表者の氏名を記入し押印すること。

2　「建設機械の名称」欄には、当該建設機械の建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号）別表の名称欄に掲げる名称を記入すること。

別記様式第七号〔第５条〕

建　設　機　械　取　得　届

（用紙Ａ４）

下記のとおり建設機械を取得したから建設機械抵当法施行令第十二条第二項の規定により届出します。

令和　　年　　月　　日

届出人　氏名又は名称　　印

（ふりがな）

住所又は主たる
事務所の所在地

（ふりがな）

国土交通大臣　○○　○○　殿

記

<table>
<tr><td colspan="2">打刻された記号</td><td></td><td colspan="2">建設機械の名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">形　　式</td><td></td><td>製　造　者　名</td><td></td><td rowspan="4">原動機</td><td>種類及び定格出力</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">仕

様</td><td rowspan="8"></td><td>製　造　年　月</td><td></td><td>製　造　者　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>製　造　番　号</td><td></td><td>製　造　年　月</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>自動車登録番号</td><td></td><td>製　造　番　号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>建設機械の所在地</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">所有権の取得の
原因及び年月日</td><td>前所有者の氏名
又　は　名　称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>前所有者の住所
又は主たる事務
所　の　所　在　地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>売買、贈与、相
続、合併等の別</td><td></td><td>年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>届出人の建設業</td><td>許　可　年　月　日</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>法による許可</td><td>許　可　番　号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">主たる営業所の所在地</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

記載要領

1　届出人が個人企業者の場合には当該企業者の氏名及び住所を記入の上押印し、法定代理人又は支配人があるときは、その者の氏名を記入の上押印すること。届出人が会社又は組合等の場合には、当該会社又は組合等の名称及び主たる事務所の所在地を記入の上代表者の氏名を記入し押印すること。

2　「建設機械の名称」欄には、当該建設機械の建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号）別表の名称欄に掲げる名称を記入すること。

3　「原動機」欄は、原動機を有する場合に記入すること。同欄中「種類及び定格出力」の種類には、電動機、石油機関、ガソリン機関、ディーゼル機関又は蒸気機関等の別を記入すること。

4　「自動車登録番号」欄は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）による自動車登録番号を有する場合に記入すること。

様式第1号(イ)

12センチメートル

1級　　技術検定受検申請書

1級の技術検定を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

国土交通大臣
指定試験機関代表者　殿

年　月　日

氏　名

実地試験受験科目	
学科試験受験希望地	
実地試験受験希望地	
前年度学科試験合格者受検番号	

14センチメートル

14センチメートル

履歴票		※受検番号			
ふりがな					
氏名		明治 平成 大正 令和 昭和　月　日生(満　年　月)			
本籍					
現住所	(〒　)			(電話　)	
勤務先	(部課まで記入のこと)				
勤務先所在地	(〒　)			(電話　)	
受検資格に直接関係のある最終学歴及びその一つ前の学歴	学校名	学部・学科	在学期間(修業年限)	新制・旧制の別 卒業・修了の別	
			年　月～年　月 (　年　月)	新制・旧制 卒業・修了	
			年　月～年　月 (　年　月)	新制・旧制 卒業・修了	
試験免除に直接関係のある試験・検定・免許	名称	試験もしくは検定に合格した年月日又は免許を受けた年月日		備考	
受検種目に関する実務経験年数	年　月(うち指導監督的実務経験年数　年　月)				

16センチメートル

様式第1号(ロ)

2級　　技術検定受検申請書

2級の技術検定を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

月日生　(満年月)

国土交通大臣
指定試験機関代表者　殿

年　月　日

氏　名

受験種別	
学科試験受験希望地	
実地試験受験希望地	
前年度学科試験合格者受検番号	

12センチメートル

14センチメートル

履歴票

※受検番号				
ふりがな				
氏名		明治 平成 大正 令和 昭和 月日生(満年月)		
本籍				
現住所	(〒　)		(電話　)	
勤務先	(部課まで記入のこと)			
勤務先所在地	(〒　)		(電話　)	
受検資格に直接関係のある最終学歴及びその一つ前の学歴	学校名	学部・学科	在学期間(修業年限)	新制・旧制の別 卒業・修了の別
			年 月～年 月 (年 月)	新制・旧制 卒業・修了
			年 月～年 月 (年 月)	新制・旧制 卒業・修了

試験免除に直接関係のある試験・検定・免許	名称	試験もしくは検定に合格した年月日又は免許を受けた年月日	備考

受検種目及び受検種別に関する実務経験年数	受検種目	受検種別					
	年 月	年月	年月	年月	年月	年月	年月

16センチメートル

様式第2号(イ)

1級技術検定実務経験証明書

下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。

国土交通大臣
指定試験機関代表者　殿

年　月　日

証明者　会社又は事業所名
所在地
職名
氏名　㊞

受検申請者	氏名		生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和　年　月　日生	証明者との関係	
	本籍			現住所		

受検種目に関する実務経験

勤務先名	勤務先所在地	所属(部課名)	在職期間中の受検種目に関する実務経験の内容			在職期間中の受検種目に関する実務経験年数	
			工事種別	工事内容	従事した立場	年　月～　年　月	年　ヶ月
						・　～　・	・
						・　～　・	・
						・　～　・	・
						・　～　・	・
						・　～　・	・
						・　～　・	・
						・　～　・	・
						・　～　・	・
実務経験年数の合計							・

受検種目に関する指導監督的実務経験

上記実務経験のうち指導監督的実務経験の内容

勤務先名	所属(部課名)	工事名	発注者名	工事工期	指導監督的実務経験の内容			指導監督的実務経験年数
				年月～年月(年ヶ月)	工事種別	工事内容	地位・職名	年月～年月(年ヶ月)
あなたが担当した業務の具体的な内容　(工程管理・品質管理・安全管理等の具体的内容)								
				・　～　・ (　・　)				・　～　・ (　・　)
				・　～　・ (　・　)				・　～　・ (　・　)
				・　～　・ (　・　)				・　～　・ (　・　)
				・　～　・ (　・　)				・　～　・ (　・　)
指導監督的実務経験年数の合計								(　・　)

記載要領
1 「所属(部課名)」の欄は、建設部、工事部、工務課、技術課　等、具体的に記入すること。
2 「工事種別」の欄は、受験する種目に応じて、以下のように具体的に記入すること。
　建設機械施工:河川工事、道路工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事　等
　土木施工管理:河川工事、道路工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事　等
　建築施工管理:建築一式工事、大工工事、鉄筋工事、左官工事　等
　電気工事施工管理:構内電気設備工事、発電設備工事、変電設備工事、送配電線工事　等
　管工事施工管理:冷暖房設備工事、冷凍冷房設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事　等
　電気通信工事施工管理:有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、放送機械設備工事　等
　造園施工管理:公園工事、庭園工事、道路緑化工事、屋上緑化工事　等
3 「従事した立場」の欄は、現場代理人、主任技術者、施工監督、工事主任　等、具体的に記入すること。

様式第2号(ロ)

2級技術検定実務経験証明書

下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。

国土交通大臣
指定試験機関代表者　殿

年　月　日

証明者　会社又は事業所名
所在地
職名
氏名　㊞

受検申請者	氏名		生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和　年　月　日生	証明者との関係
	本籍		現住所		

受検種目に関する実務経験	勤務先名	勤務先所在地	所属(部課名)	在職期間中の受検種目に関する実務経験の内容			在職期間中の受検種別に関する実務経験年数	
				工事種別	工事内容	従事した立場	年 月～ 年 月	年 ヶ月
							・ ～ ・	・
							・ ～ ・	・
							・ ～ ・	・
							・ ～ ・	・
							・ ～ ・	・
							・ ～ ・	・
							・ ～ ・	・
							・ ～ ・	・
	実務経験年数の合計							・

記載要領

1 「所属(部課名)」の欄は、建設部、工事部、工務課、技術課　等、具体的に記入すること。

2 「工事種別」の欄は、受験する種目に応じて、以下のように具体的に記入すること。
- 建設機械施工:河川工事、道路工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事　等
- 土木施工管理:河川工事、道路工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事　等
- 建築施工管理:建築一式工事、大工工事、鉄筋工事、左官工事　等
- 電気工事施工管理:構内電気設備工事、発電設備工事、変電設備工事、送配電線工事　等
- 管工事施工管理:冷暖房設備工事、冷凍冷房設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事　等
- 電気通信工事施工管理:有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、放送機械設備工事　等
- 造園施工管理:公園工事、庭園工事、道路緑化工事、屋上緑化工事　等

3 「従事した立場」の欄は、現場代理人、主任技術者、施工監督、工事主任　等、具体的に記入すること。

別記様式第３号（第４条関係）

（Ａ４）

実　務　経　験　証　明　書

下記の者は、解体工事に関し、下記の通り実務経験を有することに相違ないことを証明します。

令和　　年　　月　　日

証明者　　印

技術管理者の氏名		生年月日		使用された期間	年　　月から 年　　月まで
使用者の商号又は名称					
職　名	実　務　経　験　の　内　容				実務経験年数
					年　月から　年　月まで
					年　月から　年　月まで
					年　月から　年　月まで
					年　月から　年　月まで
					年　月から　年　月まで
					年　月から　年　月まで
					年　月から　年　月まで
					年　月から　年　月まで
					年　月から　年　月まで
					年　月から　年　月まで
					年　月から　年　月まで
使用者の証明を得ることができない場合	その理由				合計　満　　年　　月
					証明者と被証明者との関係	

記載要領

１ この証明書は、被証明者１人について、証明者別に作成すること。

２ 「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名、解体した建築物等の構造等を具体的に記載すること。

様式第一号　　(A4)

届出書

知事　　令和　年　月　日
＿＿＿＿＿＿市区町村長 殿

フリガナ
発注者又は自主施工者の氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)＿＿＿＿＿＿＿＿印
(郵便番号　－　)電話番号　－　－

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
(転居予定先)　(郵便番号　－　)電話番号　－　－

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 工事の概要

①工事の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

②工事の場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

③工事の種類及び規模

□建築物に係る解体工事　　用途＿＿＿、階数＿＿＿、工事対象床面積の合計＿＿＿m2

□建築物に係る新築又は増築の工事　用途＿＿＿、階数＿＿＿、工事対象床面積の合計＿＿＿m2

□建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

用途＿＿＿、階数＿＿＿、請負代金＿＿＿＿万円

□建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等　請負代金＿＿＿＿万円

④請負・自主施工の別:□請負　□自主施工

2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

フリガナ
①氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
(郵便番号　－　)電話番号　－　－

②住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

③許可番号(登録番号)

□建設業の場合

建設業許可＿＿＿＿□大臣□知事(　－　)＿＿＿＿号　(＿＿＿工事業)

主任技術者(監理技術者)氏名＿＿＿＿＿＿

□解体工事業の場合

解体工事業登録＿＿＿＿知事＿＿＿＿号

技術管理者氏名＿＿＿＿＿＿

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日
(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

令和　年　月　日

4. 分別解体等の計画等

(建築物に係る解体工事については別表1
建築物に係る新築工事等については別表2
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3
により記載すること。)

5. 工程の概要

(工事着手予定日) 令和　年　月　日
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿(工事完了予定日) 令和　年　月　日

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

(注意)

1 □欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

2 記名押印に代えて、署名することができる。

3 届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。

※受付番号＿＿＿＿＿＿

様式第二号　　（A4）

変　更　届　出　書

変更箇所

知事　　令和　年　月　日

＿＿＿＿＿＿＿＿市区町村長　殿

フリガナ

□　発注者又は自主施工者の氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿印

（郵便番号　　－　　）電話番号　　－　　－

□　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（転居予定先）　（郵便番号　　－　　）電話番号　　－　　－

□　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第2項の規定により、下記のとおり変更を届け出ます。

記

1. 工事の概要

①工事の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

②工事の場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□　③工事の種類及び規模

□建築物に係る解体工事　　用途＿＿＿、階数＿＿＿、工事対象床面積の合計＿＿＿m2

□建築物に係る新築又は増築の工事　用途＿＿＿、階数＿＿＿、工事対象床面積の合計＿＿＿m2

□建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

用途＿＿＿、階数＿＿＿、請負代金＿＿＿＿万円

□建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等　請負代金＿＿＿＿万円

□　④請負・自主施工の別：□請負　□自主施工

2. 元請業者（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）

フリガナ

□　①氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（郵便番号　　－　　）電話番号　　－　　－

□　②住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□　③許可番号（登録番号）

□建設業の場合

建設業許可＿＿＿＿□大臣□知事（　－　）＿＿＿＿号　（＿＿＿工事業）

主任技術者（監理技術者）氏名＿＿＿＿＿＿

□解体工事業の場合

解体工事業登録＿＿＿＿知事＿＿＿＿号

技術管理者氏名＿＿＿＿＿＿

□　3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日
（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）

令和　年　月　日

□　4. 分別解体等の計画等

（建築物に係る解体工事については別表1
建築物に係る新築工事等については別表2
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3
により記載すること。）

□　5. 工程の概要

（工事着手予定日）令和　年　月　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（工事完了予定日）令和　年　月　日

（できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。）

（注意）

1　□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

2　記名押印に代えて、署名することができる。

3　届出書に添付した対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真に変更がある場合には、新たな設計図又は写真を添付すること。

※受付番号＿＿＿＿＿＿

三　石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）様式第八、第十一から第十三まで、第二十二の二から第二十二の四まで、第二十二の八、第二十二の十二から第二十二の二十まで及び第二十四

四　ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第二十三号）様式第三

五　中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）様式第十

六　消費生活用製品安全法施行令第十四条第二項の規定に基づく都道府県知事又は市長の報告に関する省令（平成十二年通商産業省令第三十八号）様式第一及び第三

七　中小企業支援法第十三条第一項に規定する情報提供業務を行う者の認定に関する省令（平成二十五年経済産業省令第四十六号）別記様式

八　みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号）様式第一、第二、第九、第十四及び第十八

第二条　次に掲げる省令の様式中「平成　年」を「令和　年」に改める。

一　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）様式第九及び第十一

二　商標法施行規則の一部を改正する省令（平成三年通商産業省令第七十号）附則様式第一

三　特許法施行規則等の一部を改正する省令（平成五年通商産業省令第七十五号）附則様式第二から第五まで

四　特許法施行規則等の一部を改正する省令（平成七年通商産業省令第五十七号）附則様式第一から第三まで

五　商標法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年通商産業省令第七十九号）附則様式第一及び第三から第五まで

六　弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）様式第一から第六まで及び第八から第十まで

第三条　次に掲げる省令の様式中「平成　年」を「令和　年」に、「平成〇〇年」を「令和〇〇年」に、「平成何年」を「令和〇年度」を「令和〇年度」に改める。

一　特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）様式第二から第十五の二まで、第十五の四から第十八まで、第二十、第二十二、第二十六から第二十八の二まで、第三十一の五、第三十一の九、第三十二から第三十四まで、第三十六から第三十八まで、第四十、第四十二、第四十四、第四十六、第四十八、第五十、第五十二、第五十三から第六十六まで及び第六十九から第七十五まで

二　実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）様式第一、第二、第六、第八から第十二まで及び第十四から第十五まで

三　商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）様式第一から第九の二まで、第十から第十一まで、第十一の三、第十二及び第十三から第二十三まで

四　特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）様式第七から第十八まで

五　実用新案登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十四号）様式第六

六　商標登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十六号）様式第六から第八まで

○国土交通省令第一号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、関係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに関係法律及び関係政令を実施するため、水害予防組合法による予算調製の式及び費目流用その他財務に関する件等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月七日

国土交通大臣　石井　啓一

水害予防組合法による予算調製の式及び費目流用その他財務に関する件等の一部を改正する省令

（水害予防組合法による予算調製の式及び費目流用その他財務に関する件の一部改正）

第一条　水害予防組合法による予算調製の式及び費目流用その他財務に関する件（明治四十一年内務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「平成」を「令和」に改める。

七　特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）様式第十一の五及び第十五

八　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第一から第八まで、第十、第十二から第二十八まで及び第三十二から第四十の三まで

九　商標法施行規則の一部を改正する省令附則様式第二及び第三

十　工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成八年通商産業省令第六十四号）様式第一及び第二

十一　商標法施行規則等の一部を改正する省令附則様式第二及び第六

十二　意匠法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備及び経過措置等に関する省令（平成十九年経済産業省令第十四号）様式第一から第三まで

第四条　航空機製造事業法施行規則（昭和二十九年通商産業省令第五十二号）様式第十五中「昭和」及び「平成」を削る。

第五条　意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）の一部を次のように改める。

第十九条並びに様式第一から第五まで、第九から第十六まで及び第十八から第二十二まで中「平成　年」を「令和　年」に、「平成何年」を「令和何年」に、「平成〇年度」を「令和〇年度」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第二号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、研究開発事業計画の認定等に関する命令及び統括事業計画の認定等に関する命令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月七日

経済産業大臣　世耕　弘成

研究開発事業計画の認定等に関する命令及び統括事業計画の認定等に関する命令の一部を改正する省令

第一条　研究開発事業計画の認定等に関する命令（平成二十四年内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第二、様式第三、様式第四及び様式第五中「平成　年」を「　年」に改める。

第二条　統括事業計画の認定等に関する命令（平成二十四年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第二、様式第三、様式第四、様式第五及び様式第六中「平成　年」を「　年」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

（建設業法施行規則の一部改正）

第二条　建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に、「平成□□年□□月□□日」を「令和□□年□□月□□日」に改める。

別記様式第二号中「平成」を「令和」に改める。

別記様式第三号中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に改める。

別記様式第四号及び別記様式第六号中「平成」を「令和」に改める。

別記様式第七号及び別記様式第八号中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に、「平成□□年□□月□□日」を「令和□□年□□月□□日」に改め、「元号 □ の下に「令和R、」を加える。

別記様式第九号、別記様式第十号及び別記様式第十一号中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に改める。

別記様式第十一号の二中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に、「平成□□年□□月□□日」を「令和□□年□□月□□日」に改め、「元号 □ の下に「令和R、」を加える。

別記様式第十二号及び別記様式第十三号中「平成」を「令和」に改める。

別記様式第十五号中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に改める。

別記様式第十六号から別記様式第十七号の三までの様式中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に改める。

別記様式第十八号、別記様式第十九号及び別記様式第二十号の三中「平成」を「令和」に改める。

別記様式第二十一号中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に、「平成□□年□□月□□日」を「令和□□年□□月□□日」に改める。

別記様式第二十二号の三中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に、「平成□□年□□月□□日」を「令和□□年□□月□□日」に改め、「元号 □ の下に「令和R、」を加える。

別記様式第二十二号の四から別記様式第二十五号までの様式中「平成」を「令和」に改める。

別記様式第二十五号の四中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に改め、「4．平成」の下に「 5．令和」を加え、「平成□□年□□月□□日」を「令和□□年□□月□□日」に改める。

別記様式第二十五号の五中「平成」を「令和」に改める。

別記様式第二十五号の七中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に改め、「4．平成」の下に「 5．令和」を加え、「平成□□年□□月□□日」を「令和□□年□□月□□日」に改める。

別記様式第二十五号の八中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に、「平成15年４月１日」を「令和２年４月１日」に、「平成16年３月31日」を「令和３年３月31日」に、「平成15年10月１日」を「令和２年10月１日」に、「平成15年３月31日」を「令和２年３月31日」に、「平成19年12月31日」を「令和６年12月31日」に、「平成15年１月１日」を「令和２年１月１日」に、「平成15年12月31日」を「令和２年12月31日」に、「平成15年11月１日」を「令和２年11月１日」に改める。

別記様式第二十五号の九中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に改める。

別記様式第二十五号の十中「平成」を「令和」に改める。

別記様式第二十五号の十一中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に、「平成□□年□□月□□日」を「令和□□年□□月□□日」に、「平成15年３月31日」を「令和２年３月31日」に、「1 5 年 0 3 月 3 1 日」を「0 2 年 0 3 月 3 1 日」に、「平成15年４月１日」を「令和２年４月１日」に、「平成16年３月31日」を「令和３年３月31日」に、「平成15年10月１日」を「令和２年10月１日」に、「平成15年12月31日」を「令和２年12月31日」に、「平成15年11月１日」を「令和２年11月１日」に、「自平成15年04月～至平成16年03月」を「自令和02年04月～至令和03年03月」に、「自平成15年01月～至平成15年12月」を「自令和02年01月～至令和02年12月」に、「自平成15年10月～至平成16年03月」を「自令和02年10月～至令和03年03月」に、「自平成15年10月～至平成00年00月」を「自令和02年10月～至令和00年00月」に、

昭和 平成	年	月	日

を

昭和 平成 令和	年	月	日

に改める。

別記様式第二十五号の十二、別記様式第二十五号の十四、別記様式第二十五号の十五及び別記様式第二十六号中「平成」を「令和」に改める。

別記様式第二十七号中「平成」を「令和」に改める。

（測量法施行規則の一部改正）

第三条　測量法施行規則（昭和二十四年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二及び別表第二から別表第八までの規定中「平成」を「令和」に改める。

別記第三十六号の九様式第一面中「平成　　年　　月　　日実施」を「　　年　　月　　日報告」を「　　年　　月　　日報告」に改める。

別記第三十六号の十様式第一面中「平成　　年　　月　　日実施」を「　　年　　月　　日報告」を「　　年　　月　　日報告」に、「平成　　年　　月に」を「　　年　　月に」に改める。

別記第三十六号の十一様式第一面中「平成　　年　　月　　日実施」を「　　年　　月　　日報告」を「　　年　　月　　日報告」に、「平成　　年　　月に」を「　　年　　月に」に改める。

別記第三十七号様式から別記第三十七号の五様式までの様式中「平成」を削る。

別記第三十七号の六様式中「平成」及び「明・大・昭・平」を削る。

別記第三十七号の七様式から別記第三十七号の九様式までの様式中「平成」を削る。

別記第三十七号の十様式中「平成」及び「明・大・昭・平」を削る。

別記第三十七号の十一様式から別記第三十七号の十三様式までの様式中「平成」を削る。

別記第三十七号の十四様式中「平成」及び「明・大・昭・平」を削る。

別記第三十七号の十五様式から別記第三十七号の十七様式までの様式中「平成」を削る。

別記第三十七号の十八様式中「平成」及び「明・大・昭・平」を削る。

別記第三十七号の十九様式から別記第四十二号の二十三様式まで、別記第四十三号様式から別記第四十九号の三様式まで及び別記第五十号様式から別記第五十一号様式中「平成　　年　　月　　日　　氏名」を「　　年　　月　　日　　氏名」に改め、「明・大・昭・平」及び「昭和・平成」を削り、

※登録年月日	平成　　年　　月　　日

を

※登録年月日	年　　月　　日

に改める。

別記第五十二号様式から別記第六十号様式までの様式中「平成」を削る。

別記第六十号の二様式中「平成」及び「明・大・昭・平」を削る。

別記第六十号の三様式から別記第六十三号の二様式まで及び別記第六十五号様式から別記第六十七号の二様式までの様式中「平成」を削る。

別記第六十七号の三様式第一面中「平成」を削り、同様式第三面中「昭和・平成」を削り、「平成　　年　　月　　日」を「　　年　　月　　日」に改める。

別記第六十七号の四様式第一面中「昭和・平成」を削り、同様式第二面中「平成　　年　　月　　日」を「　　年　　月　　日」に改める。

別記第六十七号の五様式、別記第六十八号様式及び別記第六十九号様式中「平成」を削る。

（建築動態統計調査規則の一部改正）

第六条　建築動態統計調査規則（昭和二十五年建設省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式から別記第五号様式までの様式中「平成」を「令和」に改める。

（公営住宅法施行規則の一部改正）

第七条　公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第十九号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第三号様式までの様式中「平成」を削る。

別記第四号様式中「平成」を削る。

（港湾法施行規則の一部改正）

第八条　港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三号の二様式中

生年月日　　年　　月　　日
※　1明治　3昭和　5令和
2大正　4平成

を

生年月日　　年　　月　　日
※　1明治　3昭和　5令和
2大正　4平成

に、

設立年月日　　年　　月　　日
※　1明治　3昭和　5令和
2大正　4平成

を

設立年月日　　年　　月　　日
※　1明治　3昭和　5令和
2大正　4平成

に改める。

（公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則（昭和二十七年建設省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「平成」を「令和」に改める。

別記様式第二号中「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に、「注17」を「注16」に、「注18」を「注17」に改める。

別記様式第三号中「平成」を「令和」に改める。

（航空法施行規則の一部改正）

第十条　航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

（道路法施行規則の一部改正）

第十一条　道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第五、別記様式第五の四及び別記様式第七の四中「平成　年　月　日」を「　年　月　日」に改める。

（水位及び流量調査作業規程準則の一部改正）

第十二条　水位及び流量調査作業規程準則（昭和二十九年総理府令第七十五号）の一部を次のように改正する。

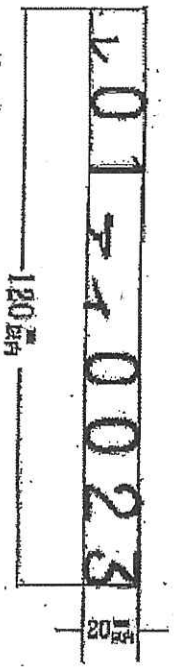
別表第六及び別表第八から別表第十一までの様式中「平成」を「令和」に改める。

（建設機械抵当法施行規則の一部改正）

第十三条　建設機械抵当法施行規則（昭和二十九年建設省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「平成」を「令和」に改める。

別記様式第二号（備考を除く。）を次のように改める。



別記様式第二号備考(2)中「へ01」を「レ01」に、「平成元年」を「令和元年」に、「へ01と」を「レ01と」に、「平成２年」を「令和２年」に、「へ02と」を「レ02と」に改める。

別記様式第三号から別記様式第七号までの様式中「平成」を「令和」に改める。

（降水量調査作業規程準則の一部改正）

第十四条　降水量調査作業規程準則（昭和二十九年総理府令第八十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第三までの様式中「平成」を「令和」に改める。

（土地区画整理法施行規則の一部改正）

第十五条　土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第八から別記様式第十一までの様式中「平成」を「令和」に改める。

（都市公園法施行規則の一部改正）

第十六条　都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三中「平成」を「令和」に改める。

（水質調査作業規程準則の一部改正）

第十七条　水質調査作業規程準則（昭和三十二年総理府令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第六中「平成」を「令和」に改める。

（施工技術検定規則の一部改正）

第二十一条　施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号(イ)及び別記様式第一号(ロ)中「明治　大正　年　月　日を　大正　令和　年　月　日」に改める。

別記様式第二号(イ)及び別記様式第二号(ロ)中「明治　昭和　年　月　日を　大正　令和　年　月　日」に改める。

（車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部改正）

第二十二条　車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一及び別記様式第二中「平成　年　月　日」を「　年　月　日」に改める。

（河川法施行規則の一部改正）

第二十三条　河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第八及び別記様式第八の二中「平成」を「令和」に改める。

別記様式第十五中「平成」を「令和」に改める。

（河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則の一部改正）

第二十四条　河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則（昭和四十年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二中「平成」を「令和」に改める。

（下水道法施行規則の一部改正）

第二十五条　下水道法施行規則（昭和四十二年建設省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一及び別記様式第四中「平成」を削る。

（積立式宅地建物販売業法施行規則の一部改正）

第二十六条　積立式宅地建物販売業法施行規則（昭和四十六年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第十中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に改める。

（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部改正）

第二十七条　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和四十七年自治省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第三号様式までの様式中「平成」を「令和」に改める。

（新都市基盤整備法施行規則の一部改正）

第二十八条　新都市基盤整備法施行規則（昭和五十年建設省令第四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第八及び別記様式第九中「平成」を「令和」に改める。

（地籍簿の様式を定める省令の一部改正）

第二十九条　地籍簿の様式を定める省令（昭和五十三年総理府令第三号）の一部を次のように改正する。

別記様式中

昭和 平成 平成	年 年 年	月から 月まで 月 号

を

平成 令和 令和	年 年 年	月から 月まで 月 号

に改める。

（貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令の一部改正）

第三十条　貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令（平成七年運輸省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「平成」を「令和」に改める。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第三十一条　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「平成」を削る。

（建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部改正）

第三十二条　建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）の一部を次のように改正する。

別記第二号の二様式及び別記第十号の二の三様式中「平成　　年　　月　　日」を「　　年　　月　　日」に改める。

（解体工事業に係る登録等に関する省令の一部改正）

第三十三条　解体工事業に係る登録等に関する省令（平成十三年国土交通省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三号中「平成」を「令和」に改める。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第三十四条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中

□明治　□大正　□昭和　□平成

を

□明治□大正□昭和□平成□令和

に改める。

別記様式第三号中

□明治　□大正　□昭和　□平成

を

□明治□大正□昭和□平成□令和

に、

マンション管理士試験に合格した年月日	平成

を

マンション管理士試験に合格した年月日	□平成 □令和

に改める。

別記様式第十号の三中

□明治　□大正　□昭和　□平成

を

□明治□大正□昭和□平成□令和

に改める。

別記様式第十一号の備考、別記様式第十二号添付書類(4)の備考中

M	明治	S	昭和
T	大正	H	平成

を

M	明治	S	昭和	R	令和
T	大正	H	平成		

に改める。

別記様式第十五号中

□明治　□大正　□昭和　□平成

を

□明治□大正□昭和□平成□令和

に改める。

別記様式第十七号の備考中

M	明治	S	昭和
T	大正	H	平成

を

M	明治	S	昭和	R	令和
T	大正	H	平成		

に改める。

別記様式第二十三号の三中

□明治	□大正	□昭和	□平成

を

□明治	□大正	□昭和	□平成	□令和

に改める。

別記様式第二十四号の備考中「元号のコードとして「H」」を「元号のコードとして「R」に、

H

を

R

に改める。

（小型船舶登録規則の一部改正）

第三十五条　小型船舶登録規則（平成十四年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

第九号様式、第十号様式及び第十二号様式から第十四号様式までの様式中「平成」を削る。

（特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部改正）

第三十六条　特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成十四年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「平成」を「令和」に改める。

（特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則の一部改正）

第三十七条　特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中

生年月日　　年　月　日 ※　1 明治　3 昭和　5 令和 2 大正　4 平成

を

生年月日　　年　月　日 ※　1 明治　3 昭和　5 令和 2 大正　4 平成

に、

設立年月日　　年　月　日 ※　1 明治　3 昭和　5 令和 2 大正　4 平成

を

設立年月日　　年　月　日 ※　1 明治　3 昭和　5 令和 2 大正　4 平成

に改める。

（海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令の一部改正）

第三十八条　海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令（平成二十年国土交通省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二号様式から第四号様式までの様式中「平成」を削る。

（関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行規則の一部改正）

第三十九条　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「平成」を「令和」に改める。

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正）

第四十条　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一から別記様式第二十まで及び別記様式第二十二から別記様式第二十五までの様式中「平成　年　月　日」を「　年　月　日」に改める。

（国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部改正）

第四十一条　国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十五号）の一部を次のように改正する。